

要請内容	1. 子供たちの健全な育成に向けた取り組みについて(全区)(継続) 2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付および小規模保育等への給付が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。 2019年5月には、こども・子育て支援法の一部改正が行われ、支援の内容や水準は良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。 しかし、2023年度は市内の児童相談所および区役所が受けた児童虐待相談・通告件数が5,238件、対前年比1.6%の増加(+81件)となっており、虐待種別では心理的虐待が2970件で最多。ネグレクト1160件、身体的虐待1083件と続き、主な虐待者は実母2,867件、実父2,110件でした。また、通報者の種別においても残念なことに本人からの通報が最多となっており、年齢別では0歳から小学生が79%を占めるなど家庭における潜在的な貧困や虐待への察知、フォロー体制の強化は引き続き課題となっています。 児童相談所の2022年度の虐待相談対応件数に関し、全国の20自治体で不適切な報告があった問題で、川崎市が含まれていると発表したことについて、報告基準について誤認していたことを認めた上で、「虐待の恐れ」を入れるか報告基準を統一する必要性を指摘していることから、恐れであっても支援が必要なケースがあることを前提とした議論となるよう要請します。 2024年4月には児童相談所の支援強化や「こども家庭ソーシャルワーカー」の導入など虐待への対応・子育て世帯の支援強化を目的とし児童福祉法が改正されます。 今後についても、「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き子育て家庭への支援や、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活課題や経済的困窮を抱えた子どもや家庭を問題が重篤化する前に発見し、各区役所の子育て支援・福祉関係部署と連携を図り、積極的かつきめ細やかな支援が進むよう要請します。 また、児童福祉士、児童心理士の増員と専門職の育成・配置を要請します。 各区の子どもの貧困に関わる実態調査と健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策報告をお願いします。
回答	回答 【こども未来局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【こども未来局】 本市では「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、質の高い保育・幼児教育の推進や子どもが安心して暮らせる支援体制づくりなど、総合的に子ども・子育て支援施策を推進しており、引き続き当該プランに基づき、計画に位置付けた事業等の進捗状況について、点検評価結果報告書を公表するとともに、関係局区や関係機関・団体等との連携を図りながら、取組を進めてまいります。 特に、困難な課題を抱える子ども・若者を把握し支援に繋げるためには、自らがSOSを発信し、相談しやすい環境づくりを行うとともに、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題を重篤化させず未然に防止できるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな対応が重要と考えておりますので、今般の法改正や、今年度実施する「川崎市子ども・若者調査」の調査結果も踏まえ、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支える体制づくりの推進に引き続き取り組んでまいります。 虐待相談・通告件数について、「虐待の恐れがあるケースを含めるかどうか」の疑義に対して、国が明確に回答を示していないことから、児童相談所が児童の安全確認や児童に関する調査を実施した結果、「児童虐待相談」に該当しないと判断したもの以外は、今後虐待につながる可能性も踏まえ、引き続き統計に計上するとともに、必要な支援を行っていきます。 また、児童相談所の児童福祉司・児童心理司の配置につきましては、令和4年12月に策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、職員の増員を図ってまいりましたが、今後も本市児童相談所で作成した「川崎市児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、児童相談所職員の中長期的な人材育成を推進するとともに、国のプラン等を踏まえながら、引き続き、関係局と協議しながら職員配置を行ってまいります。
	【高津区】 子ども・子育ての関係機関が出席する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を開催し、関係機関と連携して講座やイベントを開催することで、子ども・子育て支援のネットワーク作りを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図りました(子ども・子育てネットワーク会議、子ども・子育てフェスタ等)。 「高津区子ども・子育てネットワーク会議」と協力連携しながら、よりわかりやすい子育て情報の発信を行いました(子育て情報ガイドブック「ホッとこそだて・たかつ」、ホームページ、子育てアプリ等)。 子育て中の親子が学習、交流及び相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めました(両親学級、親育ち支援事業、あつまれキッズ等)。 平成26年より乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会において虐待予防及び虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みを、関係機関(保育園、幼稚園、小中学校、児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等)と連携して実施しています。

	【宮前区】 虐待の恐れのあるケースにつきましても、様々な事業や相談の機会をとらえて把握し、多職種で連携し、虐待に発展しないよう、支援を実施しております。 実態調査につきましては、平成26年から「居住実態が把握できない児童」に関する調査を実施しており、その中で、関係機関と連携を図り、貧困を含む子どもへの必要な支援を実施しております。 健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策につきましては、関係機関と連携し、宮前区要保護児童地域対策協議会において、虐待予防及び虐待の早期発見、早期対応に向けた取組や、子ども・子育てに関係する機関・団体が構成される子ども・子育てネットワーク会議、関係機関との協働による講座やイベントを開催することで、子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図っております。 また、子育て支援に関する情報をまとめた冊子、「宮前子育てガイドとことこ」の発行やホームページやSNSを活用し、分かりやすく、タイムリーな子育て情報の発信を行っているところです。 両親学級、育児相談、地域子育てサロンでの健康講話等を通じて、妊娠中から子育て中の家族に交流、相談、育児についての学習の機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めております。 【多摩区】 区内の子どもに係る市民活動団体と子ども施策に関連する機関で構成する「多摩区こども総合支援連携会議」を年1回開催し、ネットワークの形成と連絡調整機能の強化を図っています。また、保育園や学校、子どもに係る団体など区内の子育て支援関係者を対象に、社会情勢を踏まえた「子育て支援講演会」を年1回開催しています。 区内の子ども・子育て支援に関する情報をまとめた「多摩区地域子育て情報BOOK」や、子どもに関する各種相談窓口を記載しているリーフレット「多摩区こども相談窓口」、ホームページや子育てアプリ等多様な媒体を活用し、安心して子育てができるように情報を提供しています。 乳幼児期の親子が地域で交流し、集団遊びや情報交換を通じて、育児の孤立化を防止・改善するための地域サロンを、地域の方々と一緒に開催しています。また、多胎児など育児不安につながりやすい要因を持つ方々の育児支援グループを多職種で開催し、相談や交流の場としています。主に0歳児の親子に対しては、心理職を配置した子育てセミナーを定期的に開催し、育児力の向上に努めています。 2022年度、2023年度の児童虐待通告・相談件数については、明らかに虐待行為がないと判断されたケースを相談・通告件数から除外し、虐待行為のおそれがあるケースについては含めて計上しています。恐れであっても支援が必要なケースがあることを前提として、要保護児童対策地域協議会では、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を目的に、関係機関と連携した取組を実施しています。学齢期については、地域支援課の専門職が区内の全小中学校を訪問し、情報共有するとともに学校からの個別相談に対応するなど、学校と連携した取組を行っています。また、「居住実態が把握できない児童」に関する調査(3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査)を実施し、安全を確認するとともに子育ての相談に対応しています。 【麻生区】 育児中のフォロー等として、区役所では両親学級、育児・健康相談、地域子育て交流広場での講話等を通じた学習、交流、相談する機会を提供することで、不安感や孤立感の解消に向けた取組を進めるほか、母親だけではなく父親が参加する機会も設け、子育てにおけるストレス、不安の解消、虐待防止につなげております。 また、平成26年度から「居住実態が把握できない児童」に関する調査(3～4ヶ月児健診、1.6歳児健診、3歳健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査)を実施しており、家庭の状況把握を進めております。 児童虐待通告があった場合は速やかに受理し、状況把握を実施するとともに、虐待の有無にかかわらず、多機関・多職種連携しながら、適切な支援を実施してまいります。 要保護児童対策地域協議会においては、虐待予防、虐待防止に関する普及啓発を行っており、今後も健全育成に向けた取組を関係機関(保育園、幼稚園、小・中学校、児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等)と連携して実施してまいります。
--	---

要請項目（平和・人権政策－2）

要請内容	2. 保育サービス、質の基準と明確化に向けた取り組みと保育資源の維持、活用について(全区)(継続) 子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比＋667人増の37,158人となり、また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比547人増の35,515人と共に過去最大となりました。 厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく2024年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は初の4年連続0人となりました。 希望保育園等に入れないなどの理由で除外される保留児童数は、5年連続減少だった2023年から一転、前年度比120人増の1,643人となりました。こうした背景には「育児休業給付」の期間延長があるとみられ、利用意思がないにもかかわらず、落選狙いとして人気が高く入りにくい認可保育園の利用申請をする事例が一定数あると考えられています。 ニーズにあわせた個別の窓口相談を展開するなど、きめ細かな各区役所の取り組みは奏功しており、引き続き、保護者が希望する子育ての実現へ向け、認可外保育園などの多様な受け入れ枠を用意するとともに、区役所の相談体制の強化、施設整備の充実を要請します。 また、積極的な保育士の確保、処遇改善をはじめ、保育サービス、質の基準とその評価を明確化する取り組みをお願いします。 さらに、就学前児童数は前年比2,851人減となり今後想定される事態として児童数の減少に伴う保育園の閉園等も懸念されますので、注視するとともに保育資源が最大限活用されるよう必要な対策を講じるよう要請します。
------	--

回 答	回答【こども未来局】 待機児童ゼロの継続や保育児童の縮減に向け、引き続き、個別の保育ニーズを丁寧に確認しながら、多様な保育施策・サービスとのマッチングを図るなど、きめ細やかな相談・支援を実施してまいります。なお、保育受入枠については、近年、地域や年齢によって既存施設に空きが生じていることが課題となっていることから、今後につきましても、地域の需要を丁寧に分析しながら、新規整備に限らず、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなどの既存の施設や事業を有効に活用するなど、保育受入枠の確保に努めてまいります。 育児休業給付の延長を望む方からの利用意思のない保育所等利用申請に対しては、国が給付期間延長に係る審査を厳格化した趣旨を踏まえ、利用申請の実態把握に努めるとともに、こうした申請への対応が区役所窓口の業務負担となることのないよう、申請手続きの見直しを図ってまいります。さらに、国に対しては、現在の育児休業給付制度の抜本的な見直しについて、引き続き要望してまいります。 保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱが導入されていますが、平成29年度から、経験年数の長い職員が多くいることで国の処遇改善加算を十分に受けられない施設に対する市独自の加算（市処遇改善等加算Ⅱ）を創設して処遇改善を図っており、さらに令和2年度から、加算額を増額して施設間の均衡が図られるよう取り組んでおります。 それに加え、令和4年2月から9月まで、保育士等を対象に収入の3％程度（月額9,000円）引き上げる「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を国の公定価格上の算定対象職員に実施するとともに、市独自に市が配置を求める市加配職員や一時保育事業に従事する職員についても、同様に補助対象として実施しました。令和4年10月以降、それぞれ処遇改善等加算Ⅲ、市処遇改善加算Ⅲとして継続実施しております。 さらに、運営費においても、障害児や生後43日目から5か月未満の産休明けの子どもに対応に係る加配保育士の人件費等、市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士等の事務負担軽減策としてICT化推進事業を実施するなど総合的に保育士等への処遇改善に努めているところであり、引き続き取組を進めてまいります。 また、就学前児童数の減少傾向を踏まえて、保育所等においては実際の入所状況に対応した職員配置や運営費収入の確保が可能となるよう、令和5年4月から実員ベースでの職員配置としたことに加え、利用定員についても、保育事業者がより柔軟な設定を行えるよう、定員変更の実施時期の見直し等を実施しました。引き続き状況の変動に応じたきめ細やかな対策を講じてまいります。 保育人材確保につきましては、市独自の就職相談会や保育所見学会等を通じた就職・復職支援に加え、無料の保育士試験対策講座などを実施し、人材確保に取り組んでいるところです。また、潜在保育士の再就職支援についても、保育施設での体験保育を通じて、就職・復職への意欲につなげることを目的とした、『Comeback!! Welcome!! 体験保育しませんか?』等の事業を実施し、さらなる保育人材確保の推進を図っているところです。
-----	---

要請項目 （行政－1）

要請内容	1. 自然災害に強い街づくり育成に向けた取り組みについて(全区)(継続) 2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は、最大震度7を記録し住宅、ライフラインに甚大な被害をもたらし、未だ3,000人超が避難所生活を余儀なくされています。 また、7月には記録的な大雨により東北地方の秋田県、山形県各地で、9月には能登半島を豪雨が襲い土砂災害や河川氾濫による水害が発生し多数の被害が出る事態となりました。 また、2023年6月2日には台風2号と活発な前線による影響からがけ崩れが宮前区と多摩区で発生するなどしており、ハザードマップなどでの情報把握やマイタイムラインを活用するなど、日頃からの備えが重要となっています。 近年このような自然災害が各地で発生しており、北部地区では急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域など立地的な不安要素も兼ね備えていることから、日ごろからの防災、減災への取り組み強化が一層必要であると認識しています。 危険地区の定期的な安全点検の頻度増加もしくは点検間隔期間の短縮への要請と、防災備蓄品の必要数の確保、すべての地域住民が安全かつ適確に避難場所へ移動できる誘導点検や日頃からの周知活動の強化を要請します。
回 答	回答【危機管理本部】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【危機管理本部】 日ごろからの備えにつきましては、「川崎市ぼうさいチャンネル」における動画や防災マガジン、防災啓発冊子「備える。かわさき」、各種ハザードマップ等の中で、家庭内備蓄の必要性について啓発しているところです、 また避難場所や避難方法については、屋内待機、垂直避難など、指定避難所となっている学校等に避難する立ち退き避難（水平避難）以外の避難行動や、日ごろから避難ルートをはじめ家族の状況に応じた避難行動の判断フローについても啓発しているところです。 今後につきましても、市民の皆様の家庭内備蓄が促進され、適切に避難行動を取れるよう出前講座や防災イベントをはじめ、あらゆる機会を捉えながら啓発に努めてまいります。

	【高津区】 高津区では、多摩川水系及び鶴見川水系の河川による浸水被害の危険性が指摘される一方、丘陵地域では急傾斜地における、がけ崩れ等の土砂災害の危険性が高いことが挙げられ、このような条件に対応した災害対策が求められています。 河川共同点検や土砂災害防止パトロールを関係機関と連携して実施しているほか、日ごろから地域特性に合わせて、自主防災組織や町内会・自治会、地域団体、学校等へぼうさい出前講座や防災訓練等の機会を通じて、災害リスクや発災時の対応について啓発しているところです。 また、風水害に備えて適切な避難行動をスムーズに取れるよう、避難する場所やタイミング、家族構成に応じた備えなど、自分に合った避難計画を予め考えておく「マイタイムライン」の啓発にも努めているところです。 今後につきましても、区民の皆様の防災意識向上とともに、適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。 【宮前区】 宮前区においては、区内全域に土砂災害のおそれのある区域が点在するとともに、多摩川水系及び鶴見川水系の河川による浸水災害の危険性も指摘されています。そのため、日ごろから防災啓発冊子「備える。かわさき」や各種ハザードマップを活用し、窓口での御案内、市民への研修・講座等を通じて、地域の状況に応じた災害時の避難行動・避難先の事前確認やマイタイムラインの作成、家庭内備蓄の必要性等について啓発しているところです。 また、関係機関と合同で土砂災害防止パトロールを実施することにより、関係機関との連携強化と土砂災害に係る情報の共有化を図っています。 今後につきましても、市民の皆様の防災意識向上とともに、市民の皆様が適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。 【多摩区】 多摩区では、自主防災組織や避難所運営会議の活動支援を日頃から行っており、その中で地域特性に応じた防災対策を周知するとともに、自主防災組織や地域団体、学校等向けにぼうさい出前講座を開催しており、マイタイムライン作成や地域ごとに必要な情報を各種ハザードマップ（洪水・土砂災害・内水）で確認するなど、避難場所や避難方法等について啓発を継続して行っています。 今後も、区民の皆様が適切な避難行動がとれるよう啓発してまいります。 【麻生区】 麻生区においては、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等、発災時における立地的不安要素を抱えており、このような条件に対応した災害対策や、日頃からの防災・減災への取組や地域との連携の必要があると考えております。 そのため、区役所窓口での各種ハザードマップや「備える。かわさき」を活用しての御案内を行うとともに、避難所運営会議と連携した防災備蓄倉庫の点検・整理、自助の重要性について記載した啓発資料等による広報を実施しています。 今後も、引き続き上記の活動を実施するほか、地域の依頼に基づいて区役所職員を派遣する「ぼうさい出前講座」や、各避難所単位で実施される避難所運営会議・訓練、総合防災訓練など住民が参加する機会を創出し、市政だよりやホームページ等の広報媒体を有効に活用し、日頃からの周知活動に努めてまいります。
--	---

要請項目（行政－2）

要請内容	2. 倒木の恐れがある街路樹の点検や伐採、伐採後の切り株について（全区）継続 近年、各地で極端な集中豪雨をもたらし、災害を引き起こす原因となる線状降水帯が発生するなどしており、2023年6月には川崎市内においても大雨の被害によって人的被害、物的被害が発生しました。また、倒木についても市内で9件が発生し、そのうち6件が北部地区内で発生しております。 川崎市では、高度成長期に大気汚染等による環境の悪化が課題となり、環境対策として昭和47年に緑化大作戦をスタートさせるなど、緑の「量の拡大」に取り組んできました。 街路樹は、道路法（第2条の2）の「道路の附属物」として位置づけられており、景観向上機能や緑陰形成機能、防災機能など複数の機能を有しています。 しかしながら、数十年が経過した街路樹は太くなりすぎ、根上がりのため歩行者への通行障害、車両への接触や暴風雨の際には倒木の原因となるなど危険です。 「川崎市街路樹管理計画」に基づき路線を特定した安全な歩行空間の確保や街づくりを方針とした伐採や植え替えなどが見受けられますが、維持管理費の増加からいまだ多くの大樹がそのままとなっています。 また、伐採後の切り株の状態が長い期間に及んでおり、歩行者、自転車の転倒に繋がる危険もあるため何らかの対応が必要な箇所が多く見受けられます。 可及的速やかな伐採や植え替えの要請とあわせて点検の頻度や方法、伐採後の切り株放置期間などの報告を要請します。
回 答	回答【建設緑政局】 街路樹につきましては、平成30年3月に策定した「川崎市街路樹管理計画」に基づき、順次、地域住民との合意形成を図りながら、植栽基盤の改善や街並みと調和する樹種への更新を行っているところです。 また、樹木医による健全度診断を行うほか、日常的なパトロールや市民からの情報提供などを踏まえ、異常がみられる樹木につきましては、必要に応じて伐採を実施するなど、倒木の未然防止を図っており、今後につきましても、街路樹の適正な維持管理に努めてまいります。 なお、切り株につきましても、同様に必要に応じて撤去等を行い通行の安全確保に努めてまいります。

要請項目（行政－3）

要請内容	3. 集水桝の清掃について（全区）新規 近年、気候の変動による大雨の状況が各地で報告されており川崎市も例外ではありません。 道路には、降った雨水を排水するための集水桝が設けられていますが、集水桝に落ち葉やごみ、土砂が溜まると、十分な排水がされずに道路冠水の原因となってしまいます。 定期的に集水桝の清掃を実施しているかと存じますが、落ち葉やゴミの堆積状況は大雨の状況で一変するため、日常的な点検や検査が必要になろうかと思います。 道路沿いの集水桝がゴミや土砂で詰まり、植物が大きく生長している箇所が多数見受けられますので、詰まりの解消を要請するとともに、点検の頻度について報告を要請します。
回 答	回答【建設緑政局】 側溝・桝については、各区役所道路公園センターが日常的に実施する道路パトロールや市民の皆様からの御連絡等により状況を確認し、必要に応じた清掃作業を行っております。 さらに、出水期においては、幹線道路や比較的冠水しやすい路線を集中的に点検しております。 引き続き、道路パトロール等を通じて適切な維持管理に努めてまいります。

要請項目（行政－4）

要請内容	4. 民生委員児童委員の充足と役割の明確化について（全区）継続 地域住民の立場に立って、生活のことで悩みを持っている方の相談に応じ、必要な場合には、役所や関係機関とのパイプ役となる民生委員ですが、改選が行われた2022年12月時点で麻生区の充足率が84.1%と最も低く、市内全体でも80.9%と政令指定都市の中でも低い水準となっています。市内9管区の委員定数は世帯数により条例・規則で定められていますが、世帯数増による定数増に対し各管区の定数増が追いつかず、「地区の定まっていない欠員」が生じています。そのため前回1813人だった定数は44人増え、充足率は低下しました。 令和7年11月末までの3年の任期中も担い手の確保を目指し、各区取り組みを進めていただいておりますが、新たな委嘱の実績や候補者の推薦に繋がる事例がありましたら報告を要請します。 また、充足率を高めるために展開している周知、広報活動などの新たな取り組みがあればお聞かせください。 民生委員へのアンケート調査では欠員を解消するために必要だと思うことは、について、「活動の負担軽減」「活動の周知による地域理解への促進」「候補者を育成する取り組み」などが挙げられており行政のサポート体制の確立は急務となっています。 また、職務が曖昧で「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と抽象的な表現から本来職務に含まれない作業を引き受けてしまうなどのケースも散見されるとの報告があがっています。 こうした事態を防ぐ観点から、川崎市として活動の軽減、範囲や役割の明確化を規定するなど国へ要請し、また、川崎市独自に処遇改善を図る措置を講じるよう要請します。
回 答	【健康福祉局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【健康福祉局】 広報活動につきましては、民生委員児童委員の普及啓発動画の作成、候補者向けのリーフレットの作成や、市職員退職者等への制度周知を図る等を行っているところです。 また、ホームページやyoutubeで周知を図るほか、アゼリアビジョンや各所のデジタルサイネージ等での普及啓発動画の放映、各種イベントでのPRや市民館等でのリーフレットの配架など幅広い世代の市民への広報も行ってきたところです。 担い手確保の取り組みにつきましては、地域支え合い人財づくりツアーという委託事業により、将来的に民生委員になることが見込める地域活動の担い手の掘り起こし等を継続的に行っていきます。 民生委員児童委員の処遇改善につきましては、令和3年に各区の会長（市民生委員児童委員協議会常任理事）等をメンバーとした取組検討会を開催した中で、民生委員児童委員の活動内容の洗い出しや整理をしたところです。また、今年度、全民生委員児童委員を対象としたアンケート調査を行っておりますので、この結果を踏まえながら、民生委員児童委員の活動環境の整備に向けた取組みを進めてまいります。 今後につきましても、民生委員児童委員の皆様が活動しやすくなるよう、各地区における取組みの好事例の共有を図るなど、多様な主体とより良い連携が進められるように、活動環境の整備を進めてまいります。 【高津区】 欠員地区の町内会・自治会長へは定期的に文書を送付したり聞き取り調査をしたりして、情報収集をしています。また、マンション向けの民生委員募集チラシを作成し、マンション管理組合等に送付し、掲示板での掲示や回覧などをお願いしました。 マンション内でのチラシ掲示を見て、立候補いただく事例、また、現民生委員児童委員の方から候補の方を御紹介いただく事例がありました。 令和6年3月に「民生委員児童委員まるわかり講座」を開催し、広く市民に向けて民生委員児童委員制度の周知を図りました。 活動に伴うお困りごとについては、民生委員担当部署である地域ケア推進課の職員が各地区民児協の毎月の定例会に伺い、顔の見える関係づくりを行って気軽に相談をしていただけるよう連携に努めています。 年に1回保護課ケースワーカーと民生委員の連絡会を開催し、情報交換をしているほか、年度初めの各地区の定例会では、地域包括支援センター職員、地域支援課職員、高齢障害課職員を紹介するなど働きやすい環境づくりに努めています。 職務内容については、各地区民生委員児童委員協議会や高津区民生委員児童委員協議会と連携しながら、新任の民生委員児童委員に向けて民生委員児童委員の職務についての研修を行っております。処遇改善については、川崎市地域包括ケア推進室と連携しながら検討してまいります。

【宮前区】	充足率を高めるための周知、広報活動などの取組につきましては、候補者の早期選定に向け、一斉改選の前年度から町内会・自治会に対して、委員の再任に係る資料を配布する等の取組を実施しています。また、欠員地区につきましては、町内会・自治会長に対し定期的に聞き取り及び情報収集を行っており、町内会・自治会、民児協等と連携しながら欠員解消に向けた取組を進めております。 活動の周知による地域理解への促進としましては、市政だよりに民生委員の活動状況を掲載したり、将来を担う子どもへの広報として、民生委員等地域で活躍している方々の活動を紹介したマンガを作成し、区内の小中学校全25箇所 に配布しております。また、民生委員を紹介するパネルを作成し、区民祭等のイベント時に広報を実施して、幅広い世代へ民生委員活動の周知を図っております。 環境整備といたしましては、合同民協時に地域包括ケアセンターと障害者相談支援センター等の職員を紹介するなど、関係機関との顔の見える関係づくりを図るとともに、民児協から提案のあったグループワークによる各民児協の情報交換を合同民協時に行うなど、好事例の横展開や民生委員同士の関係づくりにより、民生委員にとって働きやすい環境づくりに努めております。
【多摩区】	欠員対策として、区及び地区町会連合会等の会合において、各地区の充足状況を説明し候補者の推薦について協力を依頼しているほか、令和6年8月には、令和7年度の一斉改選に向けて、町会、自治会からの推薦が円滑に行われるよう、町会長及び自治会長宛てに文書を発送し充足状況をお知らせしました。 令和5年度には、欠員が生じている地域において、町内会の掲示板に区が作成した民生委員募集ポスターを掲出していただき、それを見て関心を持った方を令和6年3月1日付けで委嘱しました。今後も、関係局と連携して充足率向上に向けた取組を継続していきます。 地域包括ケアシステム推進のため、区役所1階のアトリウムにおけるパネル展示等において、民生委員児童委員の活動を紹介し啓発に努めています。 活動に伴う困りごとに対しては、民生委員常任理事会等において、民生委員担当部署である地域ケア推進課をはじめ関係部署に気軽に相談していただけるよう連携に努めています。
【麻生区】	民生委員児童委員の充足率を高めるために、町会・自治会向けの周知として、令和6年度において、町連新任町会長研修で充足率及び欠員状況の説明を行いました。また、令和7年度の一斉改選を見据え、町内会が新任民生委員推薦の参考に、区内全民生委員にアンケート調査を行い、民生委員就任前の所属団体や、活動時間、やりがい等について実態把握を行いました。 また、民生委員児童委員活動について、地域への周知、理解促進が必要と考え、令和4年度から地域の町会・自治会長と民生委員児童委員、地域包括支援センター出席による「地域情報交換会」を開催しております。地域情報交換会におきましては、民生委員児童委員の地域での活動内容(地域版活動強化方策)及び地域包括支援センターの業務内容を紹介するほか、地域課題の共有や地域情報について意見交換を通じて、双方の連携強化を図るとともに、民生委員と町会・自治会及び近隣町会同士の顔の見える関係づくりを行っており、令和4年度は2地区計3回、令和5年度は2地区計2回実施し、令和6年度は5地区において6回の開催を予定しています。 また、地区民児協に対しては、一斉改選を経て、仕事をしながら民生委員児童委員に就任された方が多かったため、令和5年度から一部の地区民協において、毎月の定例会の土曜日開催を試行しました。その他、地区民児協会長会(月1回)に、地域まもり支援センター所長、地域ケア推進課長及び同課担当者が出席し、民生委員児童委員の活動状況等を把握に努め、区民児協の連携強化を図っております。

要請項目（行政－5）

要請内容	5. 町内会・自治会の加入促進について（全区）継続 川崎市における自治会・町内会加入率は全市で56.9%、最も低い多摩区では49.0%(2023年4月1日)となっており加入率は下落し続けています。自治会支援のため2023年7月上旬から新たな補助金制度を導入し停滞する活動の再活性化に取り組み、若年世代の加入率向上につなげたいとしています。 災害時や地域包括ケアシステムにおける取り組みなど自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティの役割は非常に大切なものとなっており、自治体や地域関係団体から寄せられる様々な依頼事項は年々、その重さを増しており、自治会・町内会が本来担うべき地域コミュニティ活動を圧迫。役の重さから未加入者に加え、退会者の増加を招き、担い手不足の大きな要因となっています。 これまで資金面での支援だけでなく個々の自治会・町内会の状況やニーズを把握し、必要とする支援の提供をするほか、自治会・町内会同士の連携を積極的にサポートするなど両面からの支援を要請してきました。2022年に麻生区で試行実施され、2023年度には川崎市市民自治財団の事業として「町内会・自治会アドバイザー派遣事業」を開始し、ニーズに応じた相談、連携支援に取り組んでいますが、引き続き、町内会・自治会の活性化と暮らしやすい地域社会を構築するため取り組みの強化を要請します。 また、支援に携わる専門的職員の人材育成・配置についてもあわせて要請します。
回 答	回答【市民文化局】 個々の町内会・自治会の状況や課題を適切に把握し、町内会・自治会同士の連携のほか、地域の様々な主体と結びつけながら活動を支援する仕組みとして、本市の出資法人であり、自治組織の支援を設置目的とする(公財)川崎市市民自治財団と連携して実施している「町内会・自治会アドバイザー派遣事業」につきましては、令和5年度は6団体から申し込みがあり、個々の町内会・自治会の状況やニーズにあわせ、課題に精通した町内会・自治会やNPO法人等をアドバイザーとして迎え、アドバイスをを行うことで課題解決の後押しを図ってまいりました。 本事業につきましては、丁寧なヒアリングや課題整理が必要なため、年間に対応できる町内会・自治会数に限りがありますが、引き続きニーズに応じた相談、連携支援に取り組むとともに、本取組の成果を関係局区と共有し町内会・自治会支援に関わる職員の知識向上につなげてまいります。 今後につきましても、補助制度等の資金支援と並行し、両面からの支援に取り組んでまいります。

要請項目 (道路・交通政策－1)

要請内容	1. JR南武線「大山街道踏切」の安全対策、渋滞緩和について(高津区)継続 県道14号線の大山街道踏切の手前で歩道がなくなっているために、歩行者は車道を歩き踏切を横断しており、その際に歩行者と車両が接触しやすい状況です。 また、自転車や路線バスなどの交通量も多いことから、あらゆる交通事故が想定される危険箇所であると認識しています。さらに、南武線の運行量が多い朝夕で遮断機がおりている時間も長く渋滞が日常的に発生しています。 アンダーパス化事業に向けた調査結果によると建設道路傾斜角が10%になるなど課題は認識していますが、早期に明確なスケジュールを示していただくことを要請します。
回答	回答【建設緑政局】 都市計画道路溝ノ口線につきましては、平成29年3月に都市計画事業認可を取得し、事業に着手しております。鉄道交差点から取り付く交差点間の距離が短いことなどから、交通管理者協議が難航しておりましたが、大型車規制や滑り止め舗装などの安全対策を実施した普通道路とする内容で令和4年度に交通管理者協議が完了いたしました。 今後につきましては、交通管理者との協議結果を踏まえ、鉄道事業者と構造や施工方法について引き続き協議を行うとともに、工事着手に向けて用地取得を進めてまいります。また、暫定的な安全対策として、今年度、踏切内の歩道可視化等を行います。 工事に係る期間につきましては、工事の着手後、概ね6年から7年を想定しておりますが、必要な用地が中心市街地にあたることや、鉄道直下の大規模な工事であるため、本事業の完成までには、長期間を要するものと考えております。

要請項目 (道路・交通政策－2)

要請内容	2. 溝の口駅南口ロータリー出入口信号機歩車分離と高津区役所前信号機からの連携について(高津区)継続 都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点の渋滞対策については、平成30年度10月に地域からの要望があり、現地調査を実施し影響が確認されたとのことで信号の調整が図られましたが、渋滞の緩和には至らず、雨天時などはロータリー内が出口から入口まで混雑している状況です。 また、朝の送迎車が多い時間帯などは歩行者、自転車の通行により左折ができないことから数台しか進まず直進車も滞留し渋滞の原因となっている状況も見受けられます。 付近の高津区役所前は完全歩車分離式になっていることは安全面を考慮しての事だと考えられ、最近でも車両と歩行者の接触事故が発生しております。 完全歩車分離式に変更するとともに、高津区役所から続く3つの信号現示を連携させるよう要請します。
回答	回答【高津区】 溝の口駅南口ロータリーの信号機につきましては、高津警察署から、2020年3月に信号機の秒示調整を実施したことを確認しています。この際、歩車分離式の信号機の設置を検討しましたが、車両の待ち時間が増え、更なる渋滞が発生させてしまうデメリットがあることから、秒示調整を選択したことも確認しております。

要請項目 (道路・交通政策－3)

要請内容	3. 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動と取り締まりについて(全区)継続 世田谷町田線、川崎府中線、野川菅生線、野川柿生線など通勤、通学時間帯に自転車交通量が非常に多い道路を抱える北部地区では、2023年度においては高津区152件(前年比+33件)、宮前区87件(前年比+9件)、多摩区141件(前年比+19件)、麻生区102件(前年比+11件)と前年に比べ全ての区で増加しました。自転車どうしの事故や自動車、歩行者との接触事故が散見されている状況です。音楽を聴きながらの走行、スマホを操作しながらの走行、信号を無視した走行、さらに進行方向の逆走行をしていたりするなど法令違反を繰り返す自転車乗りは増加の一途をたどっています。 市民が被害者にも加害者にもなるのを未然に防ぐために、自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進と駅周辺、学校付近での取り締まりの強化を要請します。 また、自転車の交通違反に反則金を科す「改正道路交通法」が2026年までに実施されることから、対象となる16歳以上への周知と遵守徹底を図る啓発活動の強化を要請します。
------	---

回 答	回答 【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【市民文化局】 自転車の安全利用につきましては、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間をはじめとした各キャンペーン等あらゆる機会を捉えて、地域の方々や警察と連携し、チラシや自転車マナーアップの小冊子を配布するとともに、保護者や中・高校生を対象に自転車安全利用のチラシ等を配布するなど対象者を絞った啓発や、市ホームページ、市X(エックス)などを活用した啓発を行っています。また併せて、交通安全教室での指導や、制服姿の「自転車マナーアップ指導員」が自転車交通事故多発地域を中心とした市内を巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。 本市としても、自転車利用者が安全運転を心がけ加害者や被害者にならないよう、引き続き、関係機関・団体等と連携した啓発活動を推進してまいります。 なお、取り締まり等に関する権限につきましては、神奈川県警察で取り扱っておりますので、要請いただきましたことについて、引き続き、所管警察署と情報共有してまいります。 また、道路交通法改正につきましては、概要を市ホームページ等を通じて、市民の方に周知を図っており、詳細については、神奈川県警察、関係機関等と情報共有を図り、今後の状況を見据えながら、周知・啓発活動等に取り組んでまいります。 【高津区】 高津区では、区内全小学校を対象とした自転車の交通安全教室や中学校、高等学校でのスケアードストレイト方式による自転車教室を実施しています。また、年に2回、KANTOモータースクールで小学生を対象とした親子自転車教室を開催するとともに、秋の交通安全運動期間中には地元の高等学校と協力して、自転車の安全運転を目的とした啓発活動を実施しています。 また、区独自に自転車の交通安全に関する冊子を作成し、広く配布しています。 各季の交通安全運動期間キャンペーンやまちかど交通安全アピール活動をはじめとした、啓発活動等あらゆる機会を捉えて、自転車のルールや注意喚起を行っています。 なお、法令違反の取り締まりについては、高津警察署の管轄となりますので、御要望について情報提供しております。 今後も、地域の団体や所管警察署と連携し、交通安全教育を継続していくと共に、効果的な対策に取り組んでまいります。 【宮前区】 宮前区では、「宮前区交通安全対策協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと、交通安全の取組を進めています。 具体的には、小学生を対象とした自転車交通安全教室の開催、県民交通安全の日、高齢者交通安全の日、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間の各種キャンペーン、街頭監視など、交通安全に関わる各種啓発運動を展開しており、こうした様々な機会を捉えて、自転車のながら運転等の危険運転に関する注意喚起を行っています。 また、平成27年度からは中学生を対象としたスケアードストレイト(危険の直視)方式の交通安全教室を開催し、スタントマンによる自転車の「ながら運転」などの危険行為事故の実演を、生徒が目の前で直視することで、交通安全意識の高揚を図る等の取組も進めています。 御要請いただきましたことについては、所管警察署に情報提供いたしますとともに、これら様々な危険行為の防止につながる取組を、地域住民や警察などの関係機関との連携により、推進してまいります。 【多摩区】 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進として、多摩区では、学校等を対象にした「交通安全教室」を警察とともに実施し、自転車の安全な乗り方の啓発を行っています。 また、自転車マナーアップ強化月間や各季の交通安全運動期間に実施するキャンペーン等を通じ、自転車の交通ルールやマナーの啓発を行っています。 自転車マナーアップ強化月間には、区内の管理事務所のある駐輪場や保育園・幼稚園・高等学校・大学へ啓発チラシ等の配布や啓発ポスターの掲示を依頼し、自転車事故防止等の啓発を行いました。今後も、様々な機会を通じ、広報啓発に努めてまいります。 なお、交通法令違反の取り締まりに関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。 【麻生区】 麻生区においても、区内幹線道路等での自転車利用は多く、それに伴い関連する事故も発生しております。自転車は、便利で環境にもやさしい乗り物ではあるものの、交通ルールやマナーを無視した乱暴な運転をしていると、交通事故の加害者として相手に大きな障害を負わせたり、命を奪うなど悲惨な事故につながるおそれがあります。 そのため麻生区では、自転車利用の危険運転撲滅に向け、警察と連携して各季の交通安全運動や自転車マナーアップ強化月間に、駐輪場や街頭での啓発活動を実施するとともに、小学校等での交通安全教室やイベント来場者を対象としたスケアードストレイト教室等を通じて、交通安全意識の高揚を図る取組を推進しております。 今後も引き続き、これらの取組を通じた周知徹底を図ることで、自転車利用者・歩行者双方ともに安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。
------------	---

要請項目 (道路・交通政策－4)

要請内容	4. JR稲田堤駅新改札前道路ならびにJR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路の車両進入規制について(多摩区)継続 JR稲田堤駅新改札前道路ならびにJR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路は朝夕人通りが多く、とりわけ南武線到着後は人の流れが車道に及び、京王線への連絡道路も車両が歩行者すれすれを走行する状況が常態化しており極めて危険です。ひとたびブレーキの踏み間違いや故意による危険運転が起これば悲惨な結果につながりかねないため、ひととき狭くなっている一方通行出口(JAセレサ～不二家付近)は7時30分から8時30分の歩行者自転車専用とはなっているものの、危険な状況は朝だけではないため、通り抜け禁止とし、JAセレサ川崎駐車場からは府中街道へ抜ける手前の道路を通行させるなどの方策や危険箇所を周知する看板を設置するなどの対策を講じるよう要請します。
回 答	回答 【まちづくり局】【多摩区】 【まちづくり局】 JR南武線稲田堤駅につきましては、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性、利便性の向上を目的として令和5年8月に自由通路南側及び橋上駅舎の使用が開始され、令和6年6月には自由通路北側の使用が開始され、自由通路が全面開通したところです。 京王稲田堤駅への連絡道路のJAセレサから不二家の道路については、7時30分から8時30分まで歩行者自転車専用になっていると認識しております。安全対策について、交通管理者及び道路管理者に御意見をお伝えいたします。 【多摩区】 引き続き現地調査や町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。 なお、交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－5)

要請内容	5. 県道14号線の久本神社前から末長交番前の間の事故防止対策について(高津区)継続 川崎都市計画道路野川柿生線久本工区については令和5年3月末において約48%の用地取得率となっており、工事完成後は道路の両側に3mの歩道が設置されるとの報告ですが、事業完成にはまだ時間が必要であるとの認識です。 こうしたなか、久本神社前から末長交番前は朝の通勤・通学の時間帯は歩行者・自転車・自動車の交通量がたいへん多い状況です。自転車の逆走や一方通行路への進入、ガードレールのない西側は接触事故の起きる可能性も高く、非常に危険だと感じています。 事業完成までの間、歩行者スペース確保の観点から路側帯の色舗装やポストコーンの設置、自転車マナーについての啓発看板を設置するなどの安全対策を講じるよう要請します。
回 答	回答 【建設緑政局】 都市計画道路野川柿生線久本工区につきましては、現在用地取得を行っており、令和6年3月末現在の用地取得率は約48%となっております。 歩行者の安全対策につきましては、工事完成後は道路の両側に3mの歩道が設置されますが、工事完成までには時間を要することから、道路予定地の整備に伴い、歩行者通行スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。 また、用地取得が完了していない箇所につきましては、ポストコーンの設置等、安全対策について検討してまいります。 今後も引き続き、早期の事業完成へ向けて努めてまいります。

要請項目 (道路・交通政策－6)

要請内容	6. 読売ランド4号踏切(百合丘1丁目)、生田3号踏切(多摩区西生田2丁目)の踏切の事故防止対策について(麻生区)継続 小田急線読売ランド4号踏切、生田3号踏切は歩行者や自転車を通るスペースがなく、車と同じ導線を通行することになり危険だと感じており、踏切の拡幅などの事故防止対策を講じるよう要請します。
回 答	回答 【建設緑政局】【多摩区】【麻生区】 【建設緑政局】 読売ランド前4号踏切及び生田3号踏切につきましては、歩行者の安全確保に向けて、自動車運転者に注意を促す看板の設置を行っております。踏切道の安全対策は本市といたしましても重要と考えておりますので、引き続き、鉄道事業者と連携を図りながら、状況に応じて可能な安全対策の検討を行ってまいりたいと考えております。 【多摩区】 信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。 【麻生区】 踏切の改善に関しましては建設緑政局の所管となりますので、御要請いただきましたことについて情報提供してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－7)

要請内容	7. 第2橋踏切の安全対策について (高津区)継続 JR南武線第2橋踏切は歩行者通行帯があるものの、駅に近いこと、複数学校が存在していることもあり歩行者、自転車の通行量が多い。歩道と車道の通行区分の明確化を図るため、路側帯のカラー舗装を設置しましたが、車両が通行する際は狭く接触の危険性があるため踏切の拡幅や人車分離方式への変更を要請します。
回 答	回答【建設緑政局】 第2橋踏切の拡幅につきましては、鉄道事業者を確認したところ、当該踏切と線路のポイントが近接していることなどから、拡幅や人車分離方式への変更は困難であると同っておりますが、踏切道の安全対策は本市といったしましても重要と考えておりますので、引き続き、鉄道事業者と連携を図りながら、状況に応じて可能な安全対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

要請項目 (道路・交通施策－8)

要請内容	8. KANTOモータースクール溝ノ口校前の電柱移設について(高津区)継続 横断歩道付近に横断防止柵、電柱があるため、一人分の幅しかなく、人が滞留しています。通勤、通学時間帯は人も自転車も非常に多く危険な状況ですが、歩道拡幅の計画が無いのであれば電柱の移設を要請します。
回 答	回答【高津区】 歩道内の電柱につきましては、関係企業者に対し、引き続き移設の要望が寄せられていることを伝えてまいります。

要請項目 (道路・交通政策－9)

要請内容	9. 溝の口駅南口ロータリーの進入規制緩和と北口への進入確認について(高津区)継続 溝の口駅と末長3丁目の富士通ゼネラルとを結ぶ連絡バスは、溝の口駅南口広場が整備されるまで、長期に渡って進入許可が出ていたが、広場が整備されてからロータリー内に進入・停車が出来なくなっていました。そのために溝の口駅側の乗降場所は県道14号線の久本1-4-31付近となっています。ここで関係者がバスを待つこと、連絡バスが停車することによって、歩道および車道の妨げになっている。また、連絡バスが溝の口駅側から富士通ゼネラルへ向かう際、広場へ進入出来ないために、遠回りして幅の広い坂道を運行せざるを得なくなっています。これにより歩行者や自転車の通行を妨げ、接触事故発生リスクの上昇、排ガス増加による環境への悪影響が生じています。 これまでの改善要望に対し「路線バス等への影響が大きい/顧客の送迎が目的であることから公益性が低い/通行許可の特別な事情(電気、ガス、水道の工事、冠婚葬祭等)に該当しない。」旨の回答がありましたが、改善要望提出にあたっては、当該箇所における道路管理者や民間バス事業者等にヒアリングを行い、いずれも「特に大きな問題は無い」との見解が示されたことから、路線バス等への影響は軽微だと認識しています。また、特例子会社を持つ富士通ゼネラルの連絡バスは、必ずしも顧客だけでなく、福祉団体や川崎市の関係者なども多く利用していることから「公益性が低い」との指摘は必ずしも適切ではないと捉えています。 以上のことから南口への進入規制緩和を要請します。また、企業の送迎バスが乗り入れている様子の北口ロータリーならバスの進入、停車ができるのであれば、その検討も行いますので、問題が無いかの確認をお願いします。
回 答	回答【高津区】 高津警察署の管轄になるため、御要望について所管警察署に情報提供いたします。

要請項目 (道路・交通政策－10)

要請内容	10. 蔵敷交番前交差点手前の幅員調整について (宮前区)継続 稗原方面から溝の口方面へ向かい、蔵敷交番前交差点手前は車両が2台並列で並ぶには狭く、右折車が複数台並ぶと直進・左折車が滞留し、朝夕しばしば渋滞を引き起こしています。 県道世田谷町田線高石歩道橋下の例にならい、センターラインの位置を変更し、上り線を広幅員化し、渋滞緩和を図るよう要請します。
回 答	回答【建設緑政局】 本市では、市内の交通の円滑化に向けた取組として、早期に事業効果の発現が期待できる市内の主要渋滞箇所等において、現道の幅員内における付加車線の設置及び延伸、信号制御の改善など即効的な対策による取組を進めており、現在は令和7年度までを計画期間とする第4次緊急渋滞対策に取り組んでいるところでございます。 蔵敷交番前交差点につきましては、第4次緊急渋滞対策の対策箇所に位置付けており、交通管理者との協議を踏まえ、現在、同交差点稗原方面において、清水台方面への右折待ち車両の横を直進車が通り抜けられるようにするための車道拡張工事を施工しているところでございます。

要請項目（道路・交通政策－11）

要請内容	11. 平瀬踏切西側交差点の幅員調整について（高津区）継続 野川柿生線を溝の口方向から宮ノ下方向へ向かい、平瀬踏切西側交差点は車両が2台並列で並ぶには狭く、踏切先の信号機が近いことから朝夕の時間帯や雨の日などは踏切が開いている時間が短く、右折できずに停車したままの車両が多く見受けられます。右折車が複数台並ぶと直進が滞留し、朝夕しばしば渋滞を引き起こしています。 右折禁止や時間規制も難しいことから県道世田谷町田線高石歩道橋下の例にならない、センターラインの位置を変更し、下り線を広幅員化し、渋滞緩和を図るよう要請します。
回 答	回答【高津区】 平瀬踏切西側交差点の溝の口方向から宮ノ下方向へ向かう車線につきましては、今後、朝夕の混雑の解消に向けて、センターラインの位置を変更し下り線を広幅員化する検討を交通管理者と調整してまいります。

要請項目（道路・交通政策－12）

要請内容	12. 多摩区生田1丁目フロントタウン生田 外周道路の拡幅について(多摩区)新規 多摩区生田1丁目フロントタウン生田外周の道路は浄水場通り、府中街道、世田谷町田線、よみうりランド方面から双方の抜け道として通行車両が多いにも関わらず、すれ違う場所を限定し、片方が停車していなければならぬほど狭い幅員となっています。2024年度には待避所が2箇所設けられましたが、限定的なため効果的とはいえず、フロントタウン入口側の直線道路は変わらず狭いままとなっています。 事故の危険性が高く安全通行を妨げていることから道路の拡幅を要請します。
回 答	回答【多摩区】 フロントタウン生田外周の道路につきましては、これまでに地元町会やフロントタウン協議会から歩道と車道の拡幅要望を受けていた一方で、近隣住民や多摩警察署からは、車道拡幅によって交通量が増加し危険性が高くなることから、全線における車道拡幅には否定的な意見を頂いていました。 こうしたことから、それぞれの趣旨を考慮し地元町会やフロントタウン協議会と協議を重ねた結果、歩行者や車椅子利用者等が安全に通行できるよう歩道を拡幅し、車道については、すれ違いをスムーズに行えるよう幅員が狭かった2箇所に待避所を設置したものです。 今後につきましては、当該地周辺の土地利用状況や交通状況に著しい変化があった際には、地元町会や関連する団体などと協議の上、状況に応じた対応を図ってまいります。

要請項目（道路・交通施策－13）

要請内容	13. 宮前区犬蔵交差点の右折矢印信号現示調整（宮前区）継続 宮前区犬蔵交差点は東名高速道路川崎IC出口からの合流があり通行車両が多く、府中街道や世田谷町田線へ右折で抜ける交差点ということで、一昨年度、宮前平駅方向から向ヶ丘遊園方向への右折レーンの距離が延長されました。しかし、右折矢印が現示されても対向直進車の進行がとまらず右折出来ない状況にあり、右折車両の渋滞の列が延びて直進のレーンが潰れて混雑の要因となっている状況にあります。朝夕ラッシュ時は以前のように右折現示時間を少し長く設定するよう要請します。 右折矢印現示の延長が困難であれば、東名川崎IC方向直進車の現示を調整するよう要請します。
回 答	回答【宮前区】 信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、所管警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－14）

要請内容	14. 宮前区长沢交差点と長沢下交差点信号機の信号現示調整（宮前区）継続 宮前区长沢交差点は浄水場通り清水台方向への直進・右折が時差式信号機となっているが、長沢交差点の一つ先の隣接信号機が赤になってもしばらく青の現示となっています。 信号間の距離が短いので一定数の車両が進んで滞留し、聖マリアンナ方面からの信号機が青になっても3、4台しか右折車両が進めない状況が発生しています。 また、時差が長いので世田谷町田線方向への車両が滞留し尻手黒川線市バス営生車庫付近まで渋滞することが、ほぼ毎日毎朝発生しています。世田谷町田線方向への青現示を延長することで時差は短縮となることから新たな時間は必要なく、従道路側の渋滞の懸念は無いので世田谷町田線方向への青現示延長と長沢下交差点信号機の現示延長を要請します。
回 答	回答【宮前区】 信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、所管警察署に情報提供いたします。

要請項目 (道路・交通政策－15)

要請内容	15. 山口台公園東、王禅寺公園前の信号現示調整 (麻生区)新規 麻生区山口台公園東交差点、王禅寺公園前交差点は歩行者信号が赤現示になると同時に黄色現示となりタイムラグが存在しません。こうしたことから地理不案内車の急ブレーキの原因となるなど危険な状況が見受けられます。 他の信号機同様、歩行者信号赤現示から一定のタイムラグを設け黄色現示とするよう要請します。
回 答	回答【麻生区】 信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－16) (19)

要請内容	16. 王禅寺五差路交差点の信号現示調整 (麻生区)新規 麻生区吹込交差点は日本映画大学方面や山口台南側交差点方面から渋滞する交差点となっており、王禅寺五差路交差点を起因としています。 王禅寺五差路交差点の現示調整を要請します。
回 答	回答【麻生区】 信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目 (道路・交通施策－17)

要請内容	17. 麻生区上麻生1丁目1付近の信号機設置か歩行者、自転車を知らせる感知システムの設置(麻生区)新規 麻生区上麻生1丁目1付近(ホテルモリノ前)の横断歩道は歩行者、通行車両も多く、違反車取り締まりが行われる危険箇所にも関わらず信号機が設置されていません。 横断歩道に信号機の設置を要望します。または、車両滞留や歩行者の信号無視が懸念される場合は歩行者、自転車を知らせる歩行者感知システムの設置を要望します。 横断歩道のラインの引き直しも併せて要望します。
回 答	回答【麻生区】 信号機及び横断歩道の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目 (道路・交通施策－18)

要請内容	18. 多摩区堰交差点の右折矢印信号の新設 (多摩区)新規 南部沿線道路を登戸方向から堰交差点を右折する際、対向車、歩行者が多いため右折しにくく、信号無視気味でないと右折出来ない状況です。 右折矢印信号の新設を要望します。
回 答	回答【多摩区】 信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目 道路・交通施策－19(16と重複)

要請項目 (道路・交通施策－20)

要請内容	20. 多摩区浄水場通り根岸陸橋から長沢交差点の制限速度について(多摩区)継続 多摩区浄水場通り根岸陸橋から長沢交差点は制限速度が30kmとなっているが、広幅員化され歩道の整備も進んだことから安全性は担保されています。250mの未整備箇所は用地買収が未定となっているものの、交通量も非常に多いことから実勢速度に則したものとする必要があります。 混雑の一因ともなっていることから制限速度を30kmから40kmへの緩和を要請します。
回 答	回答【多摩区】 道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目 (道路・交通施策－21)

要請内容	21. 中原街道能満寺交差点から千年交差点の制限速度について(高津区)新規 中原街道能満寺交差点から千年交差点は道路の拡幅工事も終了し歩行者の安全確保も図られています。千年から先の区間の連続性の観点からも制限速度を30kmから40kmへの緩和を要請します。
回 答	回答【高津区】 高津警察署の管轄になるため、御要望について所管警察署に情報提供いたします。

要請項目 (道路・交通施策－22)

要請内容	22. 宮前区野川住宅前交差点から有馬3丁目28付近の制限速度について(宮前区)新規 久末鷺沼線野川住宅前交差点から有馬3丁目28付近は道路も拡幅されており実勢速度を考慮し、制限速度を30kmから40kmへの緩和を要請します。
回 答	回答【宮前区】 制限速度に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、所管警察署に情報提供いたします。

要請項目 (道路・交通政策－23)

要請内容	23. 多摩区菅仙谷よみうりランド前交差点から菅仙谷3丁目20付近の制限速度について(多摩区)新規 多摩区菅仙谷よみうりランド前交差点から菅仙谷3丁目20生田スタジオ付近は、よみうりランド駐車場沿いで歩道がほぼ無いこと、反対側はスクールゾーンや通学路に該当せず、人通りもほとんど無い状況です。幅員が広くなく、迂曲しているものの実勢速度を考慮し、制限速度を30kmから40kmへの緩和を要請します。
回 答	回答【多摩区】 道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－24)

要請内容	24. 野川柿生線とのした橋の停止線変更について(宮前区)新規 野川柿生線とのした橋交差点を溝の口方面から左折し、橋を渡る際、車両が停止線で停止していると狭すぎて側方を通過することが出来ません。停止車両側の信号が青になり通過するまで橋の手前の本線で待機している必要があるため、停止線を橋の手前に変更するよう要請します。
回 答	回答【宮前区】 停止線は、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－25)

要請内容	25. 第三京浜入口交差点の案内標識について (高津区)新規 第三京浜川崎IC乗降時や二子千年線第三京浜入口交差点を走行する際、案内標識が複雑で複数枚設置されており、自車が何処にいるかも分かりづらく、Uターンをしてまわり込む行き先もあるなど一見して理解するのは難しい案内標識となっています。 こうしたことから、地理不案内車は進行に戸惑い、逆走しかけている状況も散見されることから、わかりやすくまとめるよう要請します。
回 答	回答【高津区】 第三京浜入口交差点の案内標識につきましては、交差点が京浜川崎ICと直近していることから案内標識も複雑であることは認識しておりますが、案内標識に関しましてはこれ以上の改良は困難であると考えております。一方その代替策として令和4年度には交差点内の一部にカラー舗装を施し、路線の明確化を行いました。今後も同様にカラー舗装や路面表示により、路線の明確化を検討してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－26)

要請内容	26. 尻手黒川線犬蔵交差点先の案内標識について (宮前区)新規 尻手黒川線犬蔵交差点の先は東名川崎ICとなっていますが、右車線を走行している車両は案内標識の分かりにくさから気付いた時には黄色実線直前となっており、黄色実線上で車線変更する車両が多く見受けられ危険箇所となっています。 案内標識確認時点では2車線となっていることから、川崎方向の矢印は1本にするよう要請します。 また、「350m先車線変更禁止」や「川崎方面 左へ」などの補助的な案内標識を整備するよう要請します。
回 答	回答【宮前区】 尻手黒川線上り線の東名川崎IC付近の危険箇所につきましては、交通管理者と協議し、交通流の支障とならないよう補助的な案内標識の整備などについて検討してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－27)

要請内容	27. 末長4丁目12付近交差点の啓発看板の設置について(高津区)継続 南北に止まれはあるものの東西からの見通しが悪く、東西の往来側が止まらなければ事故に繋がるような状況
回 答	回答【高津区】 歩行者や自転車の安全確保に向け、自動車、自転車に対する交通安全啓発用電柱巻付標示について設置を検討してまいります。また、当該交差点における「止まれ」や一時停止線の路面標示の劣化につきましては、所管している警察署へ補修の要望を行ってまいります。

要請項目 (道路・交通政策－28)

要請内容	28. 下野毛入口の安全対策について (高津区)継続 下野毛入口信号付近は近くに運送会社が多いことから大型トラックの通行も頻繁であるにもかかわらず、歩道が非常に狭くガードレールも無いため危険な状況にあると認識しています。歩行者、自転車との接触事故防止の観点からグリーンベルトのカラー舗装を実施するなどの安全対策を講じるよう要請します。
回 答	回答【高津区】 下野毛入口信号付近の安全対策につきましては、現在歩道形態となっている外側線の内側にグリーンベルトのカラー舗装をするために、令和7年度の予算要求を行いました。

要請項目 (道路・交通政策－29)

要請内容	29. 高津区子母口住宅交差点付近の安全対策について (高津区)継続 子母口綱島線子母口から子母口住宅交差点間は一方通行で交通量もあるにもかかわらず、歩道の整備などの安全対策が講じられていません。 路側帯のカラー化はされておりますが歩道の整備、ガードレール、車止め、車線分離標などの安全対策を講じていただくよう要請します。
回 答	回答【高津区】 子母口綱島線子母口から子母口住宅交差点間の安全対策につきましては、令和6年度外側線の上に車線分離標を設置し、安全対策を図りました。

要請項目 (道路・交通政策－30)

要請内容	30. 宮前区小台1丁目8－1付近Y字路の安全対策について(宮前区)継続 宮前区小台1丁目8－1付近のY字路は「止まれ」が旧大山街道手前にあるのみとなっておりY字の手前に「止まれ」が無いこと、見通しが著しく悪いことが要因となり歩行者、自転車、自動車の事故の危険性が高い箇所となっています。 安全性確保の観点からミラーの設置などの安全対策を講じるよう要請します。
回 答	回答【宮前区】 当該Y字路については、優先道路が認識できるよう交差点部に区画線(破線)を設置し、安全性を確保してまいります。

要請項目 (道路・交通政策－31)

要請内容	31. 多摩区中野島6丁目付近の安全対策について (多摩区)継続 多摩区中野島6丁目「薬のナカヤマ」前付近は緩やかなカーブになっている箇所だが、自動車、二輪車がスピードを落とさず通過する状況が散見され危険な状況です。 カーブミラーと片側に車止めが設置されているものの住民や多くの生徒児童が通学する箇所として歩行者がひと際多いだけに、もう一步踏み込んだ対策を講じていただきたいと思います。 車両向けに減速帯(ハンプ)の設置や路面標示材による屈曲や狭窄の視覚効果で速度を低減させるなどの対策を要請します。
回 答	回答【多摩区】 道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目（道路・交通政策－32）

要請内容	32. 高津区末長1丁目付近の安全対策について（高津区）新規 高津区末長1丁目7アルバゴルフクラブ付近から1丁目8ローソン梶ヶ谷駅前店付近までは国道246号線の抜け道になっており、交通量が多いにもかかわらず歩道がなく路側帯も狭い区間が長い。 グリーンベルトのカラー舗装や車線分離標が立てられてはいるものの、スクールゾーンで子どもや自転車の通行も多いことから歩道の整備や路側帯の拡幅を要請します。
回 答	回答【建設緑政局】【高津区】 【建設緑政局】 当該箇所における歩道整備につきましては、現状で歩道整備に必要な土地が不足しているため沿道の方々からの土地協力が必要となりますが、多くの家屋や集合住宅が立地されていることから歩道整備は困難と考えております。 【高津区】 当該箇所におきましては、すでにグリーンベルトのカラー舗装や車線分離標を設置済みとなっていることから、今後は交通管理者と協議の上、外側線の位置をずらし路側帯を拡幅する検討を行ってまいります。

要請項目（道路・交通政策－33）

要請内容	33. 世田谷町田線新百合ヶ丘から柿生間の4車線化について（麻生区）継続 都市計画道路に位置付けられている世田谷町田線は麻生区内において麻生警察署前交差点から町田市と
回 答	回答【建設緑政局】 本市の都市計画道路の整備につきましては、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、「第2次川崎市道路整備プログラム(平成28～11年度)」に基づき、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定することにより、整備箇所の重点化を図りながら取組を進めているところです。 麻生区内の都市計画道路世田谷町田線(津久井道)の拡幅整備(片側2車線)につきましては、片平工区(麻生警察署前交差点～片平2丁目交差点付近)、上麻生Ⅰ期工区(片平2丁目交差点付近～柿生駅北口バス停付近)及び上麻生Ⅱ期工区(柿生駅北口バス停付近～町田市境)の区間において事業を進めております。片平、上麻生Ⅰ期の両工区につきましては、整備に必要な用地が全て確保されたことから、現在、令和7年度までの完成に向けて道路拡幅整備工事を進めております。 また、上麻生Ⅱ期工区につきましては、平成31年1月に事業認可を取得し、令和6年3月末時点での用地取得率は約31%であり、現在、関係地権者と用地取得に向けた交渉を行っているところです。

要請項目（道路・交通政策－34）

要請内容	34. 尻手黒川線土橋宮前平ガード下間の道路補修について（宮前区）継続 同様に尻手黒川線土橋から宮前平ガード下間(サイゼリア入口付近、佐脇紙器出入口付近、交差点横断歩道そば、エネオスGSそば等)も水溜りができる箇所が多く、車線いっぱい使用して走行するバスや大型車が通行する際に水撥ねをおこしています。 水撥ねは道路交通法上の違反行為にあたることから路面の平坦化などの補修を要請します。
回 答	回答【宮前区】 尻手黒川線の土橋から宮前平ガード下間のバスや大型車の走行による水撥ねについては、著しい水撥ねを確認いたしました佐脇紙器出入口付近におきまして、水撥ねを緩和するため、車道の端部に路面シートを貼付する対応を実施いたしました。今後は経過観察を行い、適切な道路管理に努めてまいりたいと考えております。

要請項目（道路・交通政策－35）

要請内容	35. 宮前区神木本町交差点付近の道路補修について（宮前区）新規 野川柿生線を溝の口方向へ進行し神木本町交差点進入前(横断歩道手前)は道路が一部陥没し、貨物車やバス等が通行する際、水撥ねをおこしています。自転車、バイクにとって転倒の危険性もあるほか、歩道が狭いため通行人への水撥ねや事故の巻き添えの可能性も否定できません。 こうしたことから当該箇所の補修を要請します。
回 答	回答【宮前区】 当該交差点溝の口方面への進入部(横断歩道手前)については、車道に路面シートを貼付するなど、水撥ねを緩和する対策を実施してまいりたいと考えております。

要請項目（道路・交通政策－36）

要請内容	36. 宮前区宮前平2丁目15付近(灰吹屋ドラッグ前)横断歩道から市バス4番停留所前横断歩道の道路補修について（宮前区）新規 宮前区2丁目15付近(灰吹屋ドラッグ前)横断歩道から宮前平駅前横断歩道はひび割れ、凸凹、補修跡などから転倒の危険性を感じるほどの状況となっているほか、横断歩道のラインも薄くなり夜間、雨天時などは見えにくく歩行者の安全が確保できていません。 当該箇所の補修を要請します。
------	---

回 答	回答【宮前区】 宮前区宮前平2丁目15付近(灰吹屋ドラッグ前)横断歩道から宮前平駅前横断歩道の間については、横断歩道部の舗装補修を行ってまいりたいと考えております。 横断歩道のラインについては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。
-----	--

要請項目（道路・交通政策－37）

要請内容	37. 高津区北見方2丁目22付近から高津区瀬田3丁目3付近間の道路改修について(高津区)新規 高津区北見方2丁目22付近から高津区瀬田3丁目3付近間(多摩沿線道路下側道)は多摩沿線道路二子橋付近の恒常的な混雑から抜け道とされていますが、道路のひび割れ、凹凸が多く、所々補修のあとは見られるものの、自転車、バイクなどの通行において安全とはいえない路面状況となっています。 全体的な路面の改修を要請します。
回 答	回答【高津区】 高津区北見方2丁目22付近から高津区瀬田3丁目3付近間(多摩沿線道路下側道)につきましては、舗装の状態が悪い箇所を優先し、計画的に補修してまいります。

要請項目（道路・交通政策－38）

要請内容	38. 道路標示市民通報アプリの開設について（全市）新規 追い越しのためのはみ出し禁止の黄色実線や速度規制、停止線や横断歩道予告標示などは公安委員会が管理設置していますが、車両の往来や経年劣化により薄くなっている箇所も多く見受けられます。関連予算を増額して補修に努めてはいるものの、追いついていないのが現状です。 一時停止や黄色実線上の車線変更、制限速度などは事故抑止として取り締まりの対象となっています。消えて見づらい箇所の把握と補修活動への効果が期待できることから市民通報アプリの開設を要請します。
回 答	回答【建設緑政局】 規制等の表示につきましては、交通管理者である警察の所管になりますので、不具合等を発見した場合は、所管警察署へ御連絡いただくとともに、通報アプリの開設につきましても同警察署への要請をお願いいたします。

要請項目（生活環境政策－1）

要請内容	1. コミュニティ交通導入の取り組みについて（全区）継続 丘陵地の多い川崎北部地区4区においては、高齢者や身体の不自由な市民には階段や坂道の上り下りは身体的に負担も大きいこと、雨天時には両手を自由に使うことができないため転倒し怪我につながる可能性もあること。 また、真夏の日中には熱中症になる可能性も高く人命にかかわる深刻な事態に直結することから、公共交通環境の整備は喫緊の課題ととらえています。 しかしながら、コロナ禍における生活様式の変更を受け、公共交通事業者は採算性向上をうたい便数は減少傾向が続いています。 北部地区4区では、それぞれの特性を生かした地域公共交通の充実を目指して住民と運行事業者が連携しコミュニティ交通が本格運行されています。新百合ヶ丘駅周辺におけるオンデマンド交通「しんゆりシャトル」の運行などで地域の課題解決を図る取り組みも進められてきました。 さらに、麻生区片平地区におけるコミュニティ交通「CAP」、宮前区平地区におけるコミュニティ交通「つばめ号」、中原区と高津区の一部、新百合ヶ丘駅周辺におけるデマンド交通「チョインコ」などが導入に向けて実証実験されたほか、生田山の手地区「山の手号」も2024年9月末まで運行実験されています。 引き続き、北部地区4区の立地的課題と既存交通の縮小傾向を踏まえ、コミュニティ交通は欠かすことができない地域公共交通であるとの認識のもと、各区において2022年3月策定の「コミュニティ交通導入に関する手引き」のガイドラインに沿ってトライアル制度などが活用されるよう積極的に周知を進め、導入のサポートを担い地域の活性化に繋げていくよう要請します。 また、具体的に協議会などの立ち上げについて取り組みがありましたら報告をお願いします。
回 答	回答【まちづくり局】 コミュニティ交通につきましては、社会環境の変化等を踏まえ、「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を令和4(2022)年3月に取りまとめ、これまでの地域の主体的な取組については、取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業者をはじめとする多様な主体と連携し、ICT等の新技術・新制度を活用した新たな取組を推進しております。 本年度は、麻生区片平地区において、前回の運賃無償の運行結果を踏まえ、運賃有償での運行を行います。また、宮前区平地区において昨年度の試験運行結果を踏まえた運行実験を行います。併せて、武蔵小杉駅周辺及び川崎区の一部におけるデマンド交通の実証実験を行うなどの取組を推進しているところでございます。 今後も、こうした取組などを通じて、持続可能な地域交通環境の向上に取り組んでまいります。

要請内容	2. 巡回・パトロール、危険箇所の改善強化（全区）継続 2019年5月28日の朝に多摩区の小学生が犠牲になった無差別殺傷事件を背景に、子どもや市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識しています。 また、近年登下校時に児童が巻き込まれる自動車事故が頻発しており、どのように安全対策を講じていくかが議論となっています。 日頃から警察・行政・自治会や地域住民などが協力して積極的に監視体制を強化してこられた具体的対策や評価などについての報告と通学路危険箇所の改善を図るよう要請します。
回 答	回答【教育委員会事務局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【教育委員会事務局】 通学路の安全対策については、毎年、「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校からの通学路の改善要望に対し、警察や道路管理者等関係機関で構成する「川崎市通学路安全対策会議」の各区部会において、現地確認を行うとともに対応を協議し、対策を適宜実施しています。また、登下校時に児童を見守る地域交通安全員の配置、区役所・警察による交通安全教室の開催、警察OBであるスクールガード・リーダーによる通学路の巡回、警察等関係機関による登下校時の巡回・パトロールの実施、「多摩区子ども見守りの日」における警察・町内会・自治会等の連携による児童の見守りや、関係機関の協力による「防犯パトロール中」のステッカーを車両に掲出した活動の実施など、地域全体で子どもたちを見守る取組も行っております。 今後も、保護者・地域・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。 【高津区】 高津区では高津警察署や地域の防犯パトロール隊と連携し防犯パトロールを強化すると共に、青色回転灯を付けた公用車での巡回を定期的の実施し、登下校時の見守り活動を実施しています。 また、地域の交通団体と連携し、毎月2回の早朝街頭指導や主要交差点での見守り活動を行い、交通安全に対する取組みを推進するとともに、毎年、通学路安全対策会議に参加し、各学校から要望のある危険箇所の対策を教育委員会や高津警察署と協力して、検討、実施しています。 今後も地域の団体や高津警察署と連携し、効果的な活動を企画し、実施していきます。 【宮前区】 宮前区では、「宮前区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと防犯対策を含む安全・安心に関わる取組を進めています。 具体的には、青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールの実施、防犯活動を支援するための防犯パトロール用品の貸与、落書き等の秩序違反行為を放置することが犯罪を誘発するという観点から、町内会・自治会等に対して、落書き消し用の溶剤や塗料、手袋、マスク等道具類の貸与・提供や作業支援を行っております。また、犯罪に強いまちをつくるには、一人ひとりが地域の中で信頼関係を築くことが大切であることから、地域の中でも核となる学校を中心として、「あいさつ」を交わしあい、人と地域の輪を広げていく学校と地域が行う「あいさつ運動」を支援しています。 また、警察・行政・学校による通学路安全対策会議や子ども安全・安心協議会、地域パトロールにより出された通学路危険箇所について、電柱幕や路面標示による対策を行っております。 今後も、地域住民や警察などの関係機関との連携により、地域の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

	【多摩区】 多摩区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するため、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「多摩区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、青色回転灯パトロール車によるパトロール、防犯ベストを着用したパトロールなど、地域での自主防犯活動を推進しています。また、令和6年10月から愛犬の散歩に併せてパトロールを行う「多摩区わんわんパトロール」を開始しました。 事件後は、毎月28日を「多摩区子ども見守りの日」として、警察、消防、区役所が連携し、パトカー、消防車、青色回転灯パトロール車によるパトロールを実施するとともに、小学校の校門に警察官が立つなど見守り活動を強化しています。 また、車両に貼付する「防犯パトロール中」マグネットシートや「地域安全」キャップ（帽子）を作成し地域団体等に貸与することで、見守りの目を増やす取組も実施しています。 児童の交通安全対策としては、通学路の危険な箇所を点検、改善する取組を、学校など関係機関と連携して実施しています。 引き続き、関係機関と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。 【麻生区】 麻生区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するため、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「麻生区安全・安心まちづくり協議会」を設置し、地域の団体に対してパトロール用物品の貸与をし、防犯活動を支援しております。 こうした中、令和5年度に「わんわんパトロール」事業を新たに開始し、ペットを飼育している個人登録者に対して専用物品を貸与し、地域の防犯パトロールに協力をいただいているところでございます。 一方、麻生区役所におきましても、青色回転灯をつけた車両による登下校時間帯のパトロール活動を実施するほか、一般の公用車にも「パトロール実施中」のマグネットステッカーを貼付し、業務で地域を巡る際にパトロールの意識を持った走行に努めております。 また、地域における犯罪抑止の観点から、研修を開催する等、今後も区役所によるパトロールとともに、地域での防犯・見守り活動の支援を推進してまいります。 さらには、毎年、区内小学校、警察、行政で連携のもと、通学路における危険箇所の点検を実施し、改善要望のあった箇所について検討・対応を行うとともに、小学校区ごとに危険箇所を記した「せいふていまっぷ」を作成・配布し、父兄からも高い評価を受けております。このマップは、これまで3年に一度の改訂を行ってきたところですが、令和5年度の電子版への移行に伴い、内容の見直しを毎年行うこととし、最新の情報を速やかに提供できるようにしたところでございます。 今後につきましても、関係機関と連携し、通学路における安全確保を図っていきます。
--	---

要請項目（生活環境政策－3）

要請内容	3. 自転車ヘルメット着用推進の独自取り組み（全区）継続 令和4年4月27日「道路交通法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月1日から自転車を利用するすべての人の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されることとなりました。 自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っていると言われていています。 また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時と比較すると約2.3倍も高くなることが分かっていることから、命を守るために、努力義務化に至りました。 川崎市内においても2023年度自転車関係事故発生件数は941件と（前年度比＋76件）と増加しており、北部4区は高津区152件（前年比＋33件）、宮前区87件（前年比＋9件）、多摩区141件（前年比＋14件）、麻生区102件（前年比＋11件）と全ての区で増加し、市内の交通事故発生件数に占める割合は、約34.1%となっています。 ヘルメットを購入する際に補助金を給付する自治体もあることから、自転車事故による犠牲者を減少させ着用者を増やすために高校生以上、市内在住者などを対象とし購入費用の補助制度が確立されるよう要請します。
回 答	回答【市民文化局】 自転車乗車時のヘルメット着用率の向上が交通事故死者数の減少に大きく寄与すると認識しておりますが、自転車交通事故を減少させるためには、ルール・マナーを遵守し、交通事故を未然に防ぐことが重要であると考えております。川崎市では自転車ヘルメット購入にかかる費用補助等を実施する予定はありませんが、引き続き、自転車ヘルメット着用を含めた、自転車利用者への交通ルールの周知とマナーの向上に向けた広報啓発を実施してまいります。

要請項目（生活環境政策－4）

要請内容	4. 路上喫煙防止に向けた取り組み（全区）継続 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」が施行されて以降、路上喫煙防止に向けた啓発活動や巡回活動、健康志向の高まり等により路上喫煙者数は大幅に減少しており、喫煙者全体のマナーも大幅に改善していますが、一方、未だに路上喫煙防止重点区域において喫煙している人が散見しています。 北部地区は東京や横浜のベッドタウンとして、幅広い年齢層の市民が在住しており、そこには幼稚園や小学校があり通学する生徒が多くいます。 子どもたちが受動喫煙や、やけどなど煙草の被害者にならないよう、環境の整備は不可欠です。引き続き路上喫煙防止に向けた広報・啓発活動等の徹底と強化を要請します。
------	---

回 答	回答【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【市民文化局】 川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。 条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。 しかしながら、いまだに路上で喫煙をする者がいることから、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動等に取り組んでまいります。 【高津区】 高津区では川崎市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、区内の主要駅周辺で毎月、キャンペーンを実施しています。 今後も引き続き、関係機関と連携し路上喫煙防止に向けた広報、啓発活動に取り組んでまいります。 【宮前区】 宮前区内では、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」の施行以降、区内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や注意喚起の電柱幕の掲出など、市と連携しながら路上喫煙防止に向けた啓発活動を行っています。 しかしながら、いまだに路上で喫煙する人がいるため、今後も市と連携しながら、引き続き広報、啓発、注意喚起に取り組んでまいります。 【多摩区】 多摩区では、毎月、区内の主要駅周辺で、路上喫煙防止キャンペーンを実施しています。また、注意喚起のプラスチック看板等を設置するなど、路上喫煙防止に向けた啓発活動も行っています。 今後も、引き続き関係機関と連携しながら路上喫煙防止の取組に努めてまいります。 【麻生区】 麻生区では、新百合ヶ丘駅などの主要駅周辺において、路上喫煙防止キャンペーンを毎月実施し、区民の方々にも御参加いただき、清掃・啓発活動を実施しています。 今後も引き続き、関係機関と連携しながら、路上喫煙防止に向けた広報・啓発活動に取り組んでまいります。
-----	--

要請項目（生活環境政策－5）

要請内容	5. 向ヶ丘遊園喫煙所の受動喫煙防止対策について（多摩区）継続 向ヶ丘遊園駅喫煙所は、車道のすぐ横にあり、自動車が停止した際に風向きによって煙が車内に入ったり、二輪車や自転車の運転者にかかったりしているなど、2020年4月に改正された健康増進法における「望まない受動喫煙を防止する」取り組みの観点から相応しい場所とはいえ、さらに喫煙者がガードレールに腰掛けながら喫煙するなど危険な状況も見受けられます。 タバコの火からの安全確保のみならず、煙による不快感の軽減を考慮する観点からも道路側に溝の口駅南口喫煙所同様の高いパーティションを設置するよう要請します。
回 答	回答【市民文化局】 川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。 条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。 指定喫煙場所は、条例により重点区域での喫煙を制限する一方で、喫煙自体は違法ではないことから、喫煙者、非喫煙者の共存を図るために、歩行者動線を外れて歩行者の安全を確保できる場所へ必要最小限の数を設置しています。 また、指定喫煙場所には、喫煙者を特定の場所へ誘導することにより、重点区域内の路上喫煙やポイ捨てを減らす目的があり、駅から遠く離れた場所に設置するとその目的を果たさなくなる可能性があることから、駅周辺に設置しています。 向ヶ丘遊園指定喫煙場所について、スペースの確保に課題があり、移設することが困難な状況になりますが、たばこの火からの安全確保のみならず、煙による不快感の軽減等を考慮して、状況の改善に向けた検討を行っています。

要請項目（生活環境政策－6）

要請内容	6. 京王稲田堤駅ホームの安全対策について(多摩区)継続 利用者が10万人未満の駅である京王稲田堤駅については、利用実態を踏まえ順次整備を進める意向と伺いましたが、ホームドア整備にはホームドアの荷重に耐えるためホームの補強が必要になること、国土交通省や自治体からの補助制度を活用し設置を進めていることなどの課題があり、整備には相当の時間が必要ことが報告されました。また、ホームと車両の段差隙間縮小対策として、転落防止ゴム設置およびホーム高さの改修工事を2021年に完了しました。 しかしながら、2024年は3月、4月、7月に人身事故が発生するなど安全対策が万全とはいえない状況となっています。 これまでも転落防止対策を施し利用者の安全性を確保してきたと存じますが、引き続き、ホームドアの設置が完了するまでの間、安全対策に取り組むとともに進捗状況などの報告を要請します。
------	--

回 答	回答【まちづくり局】 京王線のホームドア整備については、令和6年11月に京王電鉄から、2030年代前半までに京王稲田堤駅を含む京王線全駅にホームドアを設置していくことが示されました。 また、京王稲田堤駅については、バリアフリーの観点から、列車とホームとの間の段差および隙間を縮小する対策として、転落防止ゴムの設置やホーム高さの改修が同社により実施されているところですが、本市といたしましては、引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じて、ホームドアの設置を要望していくとともに、できるだけ早期の設置を求めてまいりたいと考えております。
-----	---

要請項目（生活環境政策－7）

要請内容	7. 横浜市高速鉄道3号線の延伸について（麻生区）継続 市民の関心が高く、様々な効果が期待される横浜市高速鉄道3号線については概略ルート・駅位置が協議、調整し合意されていますが、本事業の効果が最大限に発揮されるよう新駅付近の基盤整備や街づくりに市民・住民の要望に配慮しながら取り組みを推進すること。 さらに、相鉄・東急直通線(横浜市港北区)や外環道(東京都調布市)の工事などで陥没事故が発生しているなどから、騒音や安全性に関する住民不安の解消に最大限努めること。その進捗とスケジュールを丁寧に説明することを要請します。 また地域資源を活用し、賑わいを創出するなどの活性化に資する取り組みを強く推進するようあわせて要請します。
回 答	回答【まちづくり局】 横浜市高速鉄道3号線(横浜市営地下鉄3号線)の延伸につきましては、横浜市と連携し、国や関係者との協議・調整を進めるとともに、今後の行政手続きを見据え、ルート・駅位置等の具体化に向けた調査・設計の深度化などについて検討を進めているところでございます。 建設工事の安全に対する考え方につきましては、横浜市からは、「鉄道の新線建設において、安全の確保は最重要課題と受け止めている。土質調査の結果や、他の陥没事故の調査結果により得られた知見も含め、延伸区間の建設計画に反映していきたいと考えている。また、事業の進捗に合わせて、地域の皆様に丁寧な説明を行い、事業への御理解と御協力をお願いしていく」と伺っております。 本路線につきましては、市民の関心も高く、一日も早い開業が望まれておりますので、引き続き横浜市と連携して、適宜、市民の皆様へ情報提供しながら、早期の鉄道事業許可取得に向け、必要な手続き等を着実に進めてまいります。

要請項目（生活環境政策－8）

要請内容	8. 南武線久地駅の駅舎橋上化と賢い踏切の採用について（高津区）新規 南武線久地駅は遮断時間が長いことから直前横断が横行し、人が道路にはみ出た状態で待機するなど危険な状況が日常化しています。区民有志の方々が実現を目指し活動されているとのことですが、進展に時間がかかっている状況にあります。 「南武線アクセス向上方策案」に基づきJRと協定を締結し、事業に着手してきましたが、当初のスケジュールからはかなり遅れて供用開始となりました。橋上化が実現した稲田堤も同様に危険な状況にありましたが、現在は改善され以前の面影は全くありません。 南武線の遅れの原因として混雑の激しさ・駅構内の列車緊急停止ボタンの作動と安全確認・踏切関連などによる支障がその主なものになりますが、これが踏切遮断の要因とも繋がり悪循環に陥っています。特に久地駅の直前横断は頻度が高く危険な状況にあります。 早急に橋上化を要請するとともに、「南武線アクセス向上事業」の今後の取り組みスケジュールを示していただくよう要請します。 あわせて、橋上化までの間、遮断時間短縮のため「向河原駅前踏切」同様の賢い踏切導入を要請します。
回 答	回答【まちづくり局】【建設緑政局】 【まちづくり局】 久地駅につきましては、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性、利便性の向上に向け、橋上駅舎化などの取組を進めているところですが、現在、駅周辺の土地の形状等による制限を踏まえ、駅舎などの構造等に関する検討を行っているところです。 引き続き、駅舎などの構造等に関する検討の深度化を図り、事業化に向けた環境等を整えるなどの取組を進めてまいります。 【建設緑政局】 久地駅に隣接する久地踏切の賢い踏切の導入につきましては、鉄道事業者が判断することとなりますが、周辺環境や上下線列車の通過のタイミングの重なりなど、運行状況の理由により、遮断時間の削減効果が見込めないことから、導入は計画していないと伺っております。

要請項目 （生活環境政策－9）

要請内容	9. 市営自転車等駐輪場の定期利用枠の拡大と新設について(宮前区・多摩区・麻生区)継続 近年、健康志向や公共交通からの切り替えなどで自転車での通勤、通学が増加している傾向にあり、それにあわせて駅周辺の駐輪場の利用者も増加している状況です。 しかしながら一時利用での駐輪は可能なものの、継続的な利用が想定される定期利用となると枠の空きを待つのに申請後から数年かかる見込みとなっています。 特に宮前区の宮崎台周辺駐輪場237台、鷺沼駅第2施設132台・第4施設131台、多摩区の稲田堤駅第1施設289台、登戸駅第3施設95台、麻生区の新百合ヶ丘駅第1施設165台・第2施設110台・柿生駅第1施設103台などをはじめ各駅他の施設でも多くの定期利用待ちが発生しており、待ち台数も増える傾向にあり、市民の要望に応えられていないのが現状です。また一旦定期利用枠を獲得後は定期利用が必要でなくなった後も本人が使用していることになって知人などが使用しているケースもあると伺います。利用規約の確認が形骸化している可能性があれば、利用と継続に関するルールの見直しも必要ではないかと思います。需要と供給のバランスを図るべく、一時利用と定期利用の枠の配分を見直し、市営自転車等駐輪場の定期利用枠を拡大するよう要請します。 また、施設の新設も視野に入れ検討するよう要請します。
回 答	回答【建設緑政局】 本市では、市内各駅周辺の市営及び民営を含めた駐輪場について毎年調査を実施し、利用状況を把握しており、駅に近く、より利用しやすい駐輪場においては定期利用希望者が多く、一定の期間お待ちいただいている状況です。 定期利用の適正な運用にあたりましては、定期の契約時において、定期利用券を第三者に譲渡し又は転貸してはならないことを利用規約に定めており、内容を確認いただいた上で、契約を行っております。 また、定期待ちの対応といたしまして、契約期間満了時に適宜利用者へ、定期更新の意向や利用状況等を確認するなど、定期待ちの状況等をこまめに把握する方法をとっており、利用に空きが出た場合には、次に待っている方へ速やかな利用を促すため、キャンセル待ちの登録により順次連絡を行い、公正かつ公平に御利用いただくことで定期待ちの解消に努めております。 併せて、子ども乗せの大型自転車の増加などから駐輪できる場所が限られている状況もあり、定期待ちの一つの要因となっていることから、既存施設における子ども乗せ自転車用の平置きスペースの増設や、一時利用枠の変更による定期利用枠の拡充など利用状況に応じた改善を図っているところです。 引き続き、駐輪場の利用環境の向上に向けて取り組むとともに、新たな施設の検討や、利用しやすい駐輪場運営に努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

要請項目 （生活環境政策－10）

要請内容	10. 市営自動車等駐車場の整備について（全区）継続 市内主要駅に整備している川崎市営自転車等駐輪場は125ccまでの制限がありますが、150ccクラスの普及が年々進んでいるものの利用不可となっており市民ニーズに応えることができず不便な状況となっています。 市営駐輪場は「自動車」となる125ccを超えるものは対象としていないため、125ccを超える自動車は民間駐車場に駐車することが前提になりますが、整備が進んでいないのが現状となっており市民は駅周辺での駐車に苦慮しています。 市営自転車等駐輪場のなかには京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第2施設など制限を緩和しても問題としない場所がすでにあること。車幅、全長が125ccとかかわらない規格が多いこと。以上2点の理由から160ccまで駐車可とするか駐輪場内に専用スペースを設置することを要請します。 駐輪場だから駐車できないのであれば、市営自動車等駐車場を整備するなどの抜本的な対応を要請します。
------	--

回 答	回答【まちづくり局】【建設緑政局】 【まちづくり局】 126cc以上の自動二輪車の駐車場につきまして、自動車同様、主に直接目的施設まで移動する交通手段として、駐車需要に応じ施設側にて、必要となる駐車施設の整備を図ることが重要と考えております。 こうしたことから、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を平成19年10月に改正し、一定規模以上の建築物を新築又は増築する際に自動二輪車の駐車施設の設置を義務付け、民間事業者へ適切な指導・誘導を図っているところでございます。 なお、126cc以上の自動二輪車駐車場につきましては、一般社団法人 日本二輪車普及安全協会のホームページ(※)に掲載されておりますので、参考までにお知らせします。 ※https://www.jmpsa.or.jp/society/parking/ 【建設緑政局】 市営駐輪場は、自転車等の駐車のために設置している施設であり、川崎市自転車等の放置防止に関する条例(以下「条例」という。))において、駐車できる自転車等は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車のうち総排気量が0.125リットル以下または定格出力が1.00キロワット以下と定めています。 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)においては、自転車等とは自転車及び道路交通法上の原動機付自転車(道路運送車両法上の第一種原動機付自転車)である総排気量が0.050リットル(50CC)以下を対象としており、本市条例ではこれに加え、道路運送車両法上の第二種原動機付自転車である総排気量が0.125リットル(125CC)以下までについて駐車することができることとしております。 なお、総排気量が0.125リットルを超えるものは、道路運送車両法上「自動車」となるため、市営駐輪場では対象としていないものです。
-----	---

要請項目 (生活環境政策－11)

要請内容	11. ニヶ領用水の歩行者専用道路の安全対策について (高津区)継続 ニヶ領用水の歩行者専用道路(高津区溝の口1―24、二子5―10、11他多数)は歩行者専用にも関わらず、自転車がスピードを出して走行するため、歩行者と接触する危険性が高い。歩行者専用のため、安心して幼児・児童を連れて通行できるはずが、体のすぐ横を追い抜いたり、ベルを鳴らして避けるよう促されたりするなど、いつ接触事故が起きてもおかしくない状況です。 自転車利用者が歩行者専用であることを認識しておらず、その意味も理解していないことも問題であることから、スピードを緩めるか、降りて歩行してもらうために、出入り口付近のポールを新設もしくは増設を要請します。 また、注意喚起や歩行者専用道路に関する周知の看板の設置や、出入り口付近での声掛けをするなどの取り組みを要請します。
回 答	回答【高津区】 ニヶ領用水の歩行者用道路につきましては、道路交通法により神奈川県公安委員会が交通規制を設けております。 歩行者用道路の出入り付近のポールの設置につきましては、引き続き交通管理者である所管警察署と協議調整を行ってまいります。 また、注意喚起や看板の設置、出入り付近での声掛けにつきましては、交通規制を設けている所管警察署に要望を伝えました。

要請項目 (生活環境政策－12)

要請内容	12. スケートボード、BMX専用パークの整備について (全区)継続 オリンピック・パラリンピックの活躍や社会的な認知の向上も相まって、ブレイキンの聖地と呼ばれる武蔵溝ノ口駅付近ではスケートボードやストリートダンスの練習をする光景が見受けられます。 駅前や規模の大きなビルの前にある路上はスペースが広くとられており、活動しやすい一方、公共的な意味合いを持つスペースでもあるため、使用者の自制と住民などの理解が必要となります。道路上や公園などに法令等で禁止事項の制限をかける解決策だけでなく、多様なスポーツ等を楽しむ環境整備を積極的に行うよう要請します。 2018年10月に策定された「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」にも取組として、「これまで市内で育まれてきた若者文化を尊重することを前提に、携わる市民が協働・連携して地域を盛り上げていける環境と安全・安心に活動できる環境が必要であると考えますが、市民だけで盛り上げるためには難しいと考えられる部分について支援を行っていく」と謳われています。 スケートボード、BMX専用パークは市内大師河原に1箇所のみとなっており、市の基本方針で謳う「市内のいたるところ市民が若者コンテンツに親しんでいる光景が見られる状態」からはバランス良く配置できていない状況にあります。 以上のことから、北部4区内にスケートボード、BMX専用パークの整備を要請します。 また、スポーツ振興に関する他の施設整備計画などがあればお聞かせください。
------	---

回 答	回答【市民文化局】 本市では、スケートボードやブレイキンをはじめとした若者文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めております。 武蔵溝ノ口駅周辺につきましては、ブレイキンなどの練習が日常的にされており、そこで練習をしたダンサーの活躍等を通じて、国内に限らず海外からも「ブレイキンの聖地」として認知されていることなどから、ブレイキンなどが武蔵溝ノ口駅周辺における一つの文化として根付いてきているものと考えております。 本市といたしましても、令和元年に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備に関する基本計画」において、「市内のいたるところで市民が若者文化のコンテンツに親しんでいる光景が見られる状態」をめざすこととしており、「日常の施設」として、令和4年7月27日には登戸地区の多摩川河川敷の利活用としてスケートボード等が行えるようコンクリート舗装工事を実施し、同年8月28日には京急川崎駅前の川崎第3京急ビルにおいて「カワサキ文化会館（若者文化創造発信拠点）」の供用開始をいたしました。 今後も、日常的に練習ができる小規模な施設が市内にバランス良く複数ある状態を目指し、様々な場所での整備の可能性等について引き続き検討を進めてまいります。 また、スポーツ振興に関しましては、本市では、スポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけた「第2期川崎市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人口の拡大に向けた取組を推進しています。なお、スポーツ施設の整備計画等は現在、策定しておりません。
-----	--

要請項目（生活環境政策－13）

要請内容	13. バス停留所の改善について(全区)継続 バス停留所において降車する際に前扉を乗員に合わせて停車すると後扉が開いた位置が植栽などの植え込みやガードレールで非常に降りづらい停留所が多くあります。 車いすの方やベビーカー使用の方の乗降時にも支障をきたしており、安全とは言えない状況にあります。2023年度には蔵敷停留所で改善が図られましたが、未だ多くの停留所で不便な状況のままとなっています。ガードレールの撤去や植栽の伐採による平坦化などの措置を講じるよう要請します。 例 犬蔵公民館前(両方向) 川崎西部地域療育センター(溝の口方向) たいら高山(溝の口方向)
回 答	回答【まちづくり局】 バス停留所の利用環境の整備や安全対策は、基本的には各バス事業者が自主的に行うものでございます。本件の御要望については、貴重な御意見として、引き続き、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者へお伝えしてまいります。

要請項目（生活環境政策－14）

要請内容	14. 廃棄物保管施設設置基準要綱の変更とゴミステーション購入に関する助成について(全区)継続 川崎市では週2回普通ゴミの収集日が指定されています。ゴミ集積場の使用や管理が使用住民などに委ねられていますが、その保管施設は様々であり「風雨によるごみの飛散流出を防止するための措置を講じること。」と規定され共同住宅や事業所はさらに条件があるものの戸建住宅は別途協議となっています。そのため、ごみにネットをかけて保管されている場所などは、毎回カラスなどに荒らされ周囲に袋の中身が飛散し自動車やバイクで通行するのが困難になるほどの箇所が見受けられます。 風雨のみならずカラスなどの鳥獣による飛散も防止するよう要綱に盛り込むよう要請するとともに、戸建住宅利用者への堅牢なゴミステーション購入時に際する一定額の助成金の支給を要請します。
回 答	回答【市民文化局】【環境局】 【市民文化局】 戸建て住宅利用者のごみ箱の購入に関する費用の助成につきましては、令和3年7月1日に施行した「川崎市町内会・自治会活動応援補助金」において町内会・自治会による公益的な事業活動として実施される、集積場所へのごみ箱の設置に係る経費の一部を補助する制度がございます。 今後につきましても、本制度が定着化するよう、より一層の周知に取り組み、町内会・自治会による地域の環境美化活動を支援してまいります。 【環境局】 本市では、新たに建築物を建てる事業者等に対して、共同住宅もしくは長屋10戸以上、戸建て10戸以上の住宅で開発行為を伴うものを建築する際に、敷地内にごみ集積所を設置することについて、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び規則により義務付けています。 廃棄物保管施設設置基準要綱では、保管施設の構造について、戸建住宅の場合は、原則は、共同住宅と同じ構造とすることになっており、また、約10戸に保管施設を1箇所、2.5㎡以上確保することや排出量に応じたポリ容器を使用することなど飛散防止に関することも定めています。 また、要綱では保管施設の管理について所有者や利用者等が適切に管理しなければならないとしており、カラス等の散乱対策についても、当該ごみ集積所の利用者等に対応いただくものですが、散乱により通行が困難な状況等がありましたら、地域を所管する生活環境事業所に御連絡いただければ、利用者等への排出マナーの啓発など改善に向けて取り組んでまいります。

要請項目（生活環境政策－15）

要請内容	15. 害獣駆除用罾の貸し出しと処分について（全区）新規 北部地区では自然が多いうえ、近年、空き家のまま放置されている物件も多いことからハクビシン等が増加している傾向にあります。原則、捕獲は禁止されていますが、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的で一定の要件を満たす場合には、許可を受けて捕獲・駆除することができます。その際、捕獲・駆除は相談者自身で許可を受け行か、許可をうけた民間業者に依頼するかの違いとなります。 業者への金額も調査・実施・予防など高額となるケースがあり、費用が大きな負担となることもあると伺います。こうした状況から、自治体のなかには捕獲用罾の貸し出しを行い、あわせて捕獲した害獣の処分も無料で委託業者に依頼しているとのこと。 川崎市においても相談者自身での対応をサポートするべく罾の貸し出しと処分の対応について要請します。
回 答	回答【健康福祉局】 川崎市では、外来生物であるアライグマや個人宅に生活被害を発生させているハクビシンに対しては、川崎市と委託契約している業者の紹介を行っており、その委託業者による捕獲・駆除・処分は無料となります。この制度により、多くの市民の生活被害に対応可能となっています。委託業者は、相談者様のお庭に捕獲用の罾を設置し捕獲・処分を行います。罾を設置する庭がない、自宅天井裏にいるハクビシンを捕獲したい、出入りしている場所を塞ぎたいというような要望の際は、自費となる民間業者を紹介しています。また、その他の有害鳥獣に関しては相談者自身で許可を受け、捕獲・駆除・処分を行っていただいております。その際にも民間業者を紹介しています。 今後とも害獣対応について、市民の方の利便性に努めてまいります。

要請項目（生活環境政策－16）

要請内容	16. 一時多量ゴミ制度について（全区）新規 川崎市では引越し、遺品整理や施設入所等に伴う一時多量ごみのニーズが増加してきたことから、一時多量ごみの制度を整備することで、令和2年7月1日から一般廃棄物収集運搬業許可業者を利用した有料での排出が可能となりました。市民は許可業者と契約して、許可業者に収集してもらうことができる制度となっています。 しかし、費用は許可業者によって異なるため、見積もりを取って契約する必要があり、許可業者と許可されていない業者の差が不明瞭で分かりにくい状況にあります。さらに、許可業者10のうち6業者が川崎区にあり、麻生区、多摩区、高津区に至っては業者がいない区となっています。出張費や運搬費などが計上されるとすれば住居区に業者が無いと、費用差が発生する恐れも考えられます。 このようなことから、市のホームページにおいても一定程度の費用参考例を表示するなどの明確化と住居区に業者がいないことでの料金差が発生しないような制度となるよう要請します。
回 答	回答【環境局】 収集運搬費用については、市民と許可業者の契約による額となり、屋内片付けの有無や、規模、時期などによって料金が異なるため、直接、複数の業者に見積もりをとっていただき、確認していただきたいと考えております。 また、一時多量ごみについては、利用者宅から処理施設まで収集運搬することになりますが、市内の浮島処理センターと王禅寺処理センターのいずれの施設へも搬入が可能となるため、料金算定の一部となり得る運搬距離について、住居区による大きな差は生じないものと考えております。

要請項目（生活環境政策－17）

要請内容	17. 高津区末長3丁目5の街路灯の設置について（高津区）継続 関東自動車学校と南武線に挟まれている道路において、高架橋下にはLEDの街路灯が設置されているが、坂戸踏切から高架橋までの区間には街路灯がありません。関東自動車学校の教習時間中はその照明により道路が照らされているが、それ以降は高架下の街灯のみとなるため坂戸踏切側の歩行者が認識しづらい状況です。 また、坂戸踏切方向から進行してくる車両は高架橋を通過する際に橋脚の影響で左側に車両を寄せる必要があるため、歩行者が歩道よりの車道を通行していた場合、視認性の悪さにより車両が歩行者を認識できない場合があり、接触する可能性が高くなります。 以上のことから、当該道路への街路灯の増設を要請します。
回 答	回答【高津区】 防犯灯の設置については、町会からの要望に基づき設置しております。地元町会に設置要望を行うよう引き続き働きかけを行います。

要請項目（生活環境政策－18）

要請内容	18. 麻生千代ヶ丘9丁目10付近の集水桝について（麻生区）新規 麻生区千代ヶ丘9丁目10と9丁目11間の境にある集水桝は以前から端の桝が土で詰まり役割を果たしておらず、大雨の際は大きな水たまりとなっています。 詰まりの解消を要請します。
回 答	回答【麻生区】 麻生区千代ヶ丘9丁目10と9丁目11間の境にある集水桝については、詰まりの解消のために浚渫作業を行ってまいります。

要請項目 （生活環境政策－19）

要請内容	19. 宮前区土橋1丁目15付近・宮前区役所前富士見坂街路樹の縁石について(宮前区)新規 宮前区土橋1丁目15トヨタモビリティ宮前平の梶ヶ谷菅生線側の街路樹、宮前区役所前富士見坂の街路樹の縁石が生長に伴う影響から、並びの縁石とずれたり、道路側に斜めに傾いたり、外れて落ちそうになったりしている状態が見られます。 補修して強度を保ち直したりしている部分もある一方、そのままとなっているものもあり以前は崩れて縁石が道路に転がっていることもありました。 自転車、バイクの走行に危険を及ぼす恐れがありますので、周りの歩道を含めた改修を要請します。
回 答	回答【宮前区】 宮前区土橋1丁目15トヨタモビリティ宮前平の梶ヶ谷菅生線及び宮前区役所前富士見坂の歩道の縁石については、歩行車や車両の通行に支障がある箇所について適宜補修を行っていますが、引き続き、街路樹の根上がりにより、車両の通行に危険があると思われる箇所を確認した場合は、歩道の縁石を撤去し補修を行ってまいります。

要請項目 （生活環境政策－20）

要請内容	20. 新百合ヶ丘駅北口ロータリーの再整備について（麻生区）継続 新百合ヶ丘駅北口ロータリーは南口ロータリーと比べスペースが狭く混雑している状況が散見されています。朝夕の通勤通学時間帯、土日、荷下ろしの車が多い時間帯などはロータリー内で滞留し、車列が世田谷町田線を越え新百合ヶ丘山手通りまで延伸しています。2023年には世田谷町田線新百合ヶ丘駅入口交差点の改良が行われましたが、渋滞解消には至っていないのが現状です。 安全性や機能面において問題が多くみられることから早期の抜本的な整備を要請するとともに計画やスケジュール等がありましたら報告をお願いします。
回 答	回答【まちづくり局】 新百合ヶ丘駅周辺の交通混雑につきましては、これまで北口ロータリーの整流化、南口駅前広場の再整備などに加えて、令和5年度には新百合ヶ丘駅入口交差点の区画線の見直しによる、交差点に流入する車両の平準化により、交差点全体の交通環境の改善を図ることを目的に、交差点内の線形の見直しを行っております。工事実施後の令和6年1月には効果を確認する簡易的な調査を行い、千代ヶ丘方面からの流入は若干増加するものの、駅側からの流入は大幅に改善されたことを確認したところでございます。 令和6年度は、北口駅前広場において、一般車の集中や無秩序な停車による混雑などにより、駅前広場に接続する新百合ヶ丘駅北口線に渋滞が発生していることから、駅前のトゥエンティワンビル側に一般車乗降場を新たに整備するとともに、駅前広場は、公共性の高いタクシー等や、高齢者や障害者などに優先して利用していただくことを促し、交通を分散することで、渋滞の緩和を図る取組を進めております。 また、本年11月に公表しました「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針(案)」において、駅周辺の課題の改善やより魅力ある広域拠点の形成に向けて、「駅周辺の交通環境の改善及び交通結節機能の強化等」や「多様な都市機能の拡充と賑わいの創出」等の方針を掲げるとともに、特に、駅北側のまちづくりについては、早急な交通環境の改善が求められていることから、先行的に検討を進めることとしております。 引き続き、抜本的な交通環境の改善や都市機能の集積に向けた取組を進めてまいります。

要請項目 （生活環境政策－21）

要請内容	21. 柿生駅再開発の概要やスケジュールについて（麻生区）継続 柿生駅の再開発事業は平成19年にバス暫定広場が使用開始となるなどしたものの、以後、進捗が図られず南口と北口の一体的な賑わいが創出できていない、駅前広場や道路幅員が狭いなどの課題が多くみうけられます。 いっぽう6歳未満の子のいる世帯の増加率が高く、子育てに人気のある地区となっており将来に渡って魅力的なまちづくりを実現するために事業の推進を図る必要があります。 柿生駅周辺地区まちづくりビジョンに則った再開発事業の早期実現を要請します。 また、進捗状況や具体的な取り組み内容がありましたら報告をお願いします。
回 答	回答【まちづくり局】 柿生駅前南地区市街地再開発事業につきましては、平成28年7月に設立された再開発準備組合の下、事業計画案の検討、周辺の住民に対する事業計画概要説明の開催、更に、環境影響評価の手続が行われるなど、事業化に向けた取組が着実に進められているところでございます。 引き続き、再開発事業の早期事業化に向けて、準備組合を支援してまいります。

要請項目 （環境・エネルギー政策－1）

要請内容	1. 緑地保全への働きかけ（全区）継続 環境変化に適切に対応し、緑を核とした街の魅力向上を目指すため。「川崎市緑の基本計画」は、協働の持続性の確保、緑の保全、創出、育成の継続にくわえ、新たに多様な主体(グリーンコミュニティ)による緑のストックの効果的な活用を施策の柱として改定されました。川崎市の景観を特徴づける4つの自然的環境資源の内、臨海部を除き、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川の3つは川崎北部地区4区に点在しています。 「緑地総合評価」を実施し、「緑地保全カルテ」を作成するなど土地所有者の理解と協力を得ながら保全施策を講じるなど「緑地保全施策面積」は2027年度には300haの緑地保全を目指しています。しかし、樹林地や公園緑地、緑化地などは増加していますが、農地の減少は川崎北部地区4区にとって大きな課題であると認識しています。
------	---

	2018年都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定後、生産緑地の貸借がしやすくなり神奈川県、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携し、貸し手、借り手のマッチングに努めることで減少への歯止めとなり得たのか、各区における取り組み状況や実績の報告、今後の計画などを明らかにしてください。 また、生産緑地における「2022年問題」後の農地減少についても報告をお願いします。
回 答	回答【経済労働局】 農地が減少している主な要因は、都市化の進展や農業者の後継者不足、相続に伴う経営規模の縮小によるものと考えております。 平成30(2018)年6月の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行され生産緑地を貸借しやすくなり、制度について庁内で情報共有し、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携して、広く貸し手、借り手の情報を収集しマッチングに努めました。 制度を用いた農業者を借り手とする貸借は、令和5年度に6件(中原区2、宮前区3、麻生区1)、約0.68haのマッチングが成立し、令和5年度末までに計13件、約2.15haが成立しております。また、令和5年度に高津区で1件、約0.18haの市民農園が制度を利用して開設しました。今後も関係機関と連携しマッチングを引き続き実施してまいります。 「都市農地」は、農業生産のほか、環境保全、景観形成、防災など、多面的機能を持ち、保全・活用の重要性はますます高まっておりますので、今後につきましても、川崎市農業振興計画推進委員会等において関係者の意見を伺いながら、法改正や新たな課題等に柔軟に対応し、持続可能な都市農業の振興に取り組んでまいりたいと存じます。 生産緑地における「2022年問題」後の状況につきましては、現行の生産緑地の税優遇が延長できる特定生産緑地について、面積ベースで平成4年指定生産緑地は約95%、平成5年指定生産緑地は約94%、平成6年指定生産緑地は約88%の申出を受け付けています。都市農業の保全を図るための主な取組として、特定生産緑地について、市内の生産緑地所有者全ての方に対し所有する生産緑地の指定年等を御案内するとともに、JAセレサ川崎と連携して制度の周知に努めております。指定申出の受け付けにつきましては平成30(2018)年度から開始し、今後も継続して実施してまいります。

要請項目（環境・エネルギー政策－2）

要請内容	2. 全国都市緑化かわさきフェアの取り組みについて（全区）継続 2024年に川崎市政100周年を迎え、全国都市緑化かわさきフェアが開催されることとなっています。開催都市はもとより、それ以外の地域からも花、緑に興味のある多くの方々が来訪し、都市緑化意識の啓発や情報発信だけでなく、開催都市の魅力を知っていただくことによる観光振興、個人消費による経済的な波及にも効果が期待できます。 市民や行政が一体となってかわさきフェア開催の目的、基本理念を推進する必要があります。 コア会場の1つにもなっている生田緑地エリアは「文化・歴史×みどり」をコンセプトとし中央地区を中心とした活動になりますが、秋はバラ苑特別展示の会場も予定されています。会場が離れている点について移動手段の準備を要請します。 また、開催期間が2期となることから秋から春までの間のフェア前アクションや各区の地域資源を活かした個性的な取り組みが展開されるよう要請します また、整備段階、開催中の府中街道や稲生橋付近の渋滞等問題も発生しかねないことから駐車場の整備や人員の配置も要請します。
回 答	回答【建設緑政局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【建設緑政局】 全国都市緑化かわさきフェアの生田緑地会場につきましては、「歴史・文化×みどり」をコンセプトに、生田緑地東口から西口広場をつなぐ動線をメインルートとしながら、秋のばら苑など、季節の魅力・特色に応じて緑地内の施設を活用した会場として、生田緑地の各所で、豊かな自然資源を活かし、生物多様性等みどりがもたらす効果について、楽しく学べる環境教育等の取組を展開していたところでございます。 生田緑地中央地区とばら苑間の移動につきましては、路線バスの運行サービスを補完するため、シャトルバスの運行を行ったところでございます。また、秋から春までに更なる機運醸成となるよう取組を検討しております。駐車場についても会場サービスの中で、人員の配置などを実施してきたところでございます。 【高津区】 高津区では、協働の花苗育成の取組として、区内の小・中学校と連携し、春咲きの「たねダンゴ®」やジニア（ヒャクニチソウ）のプラグ苗からの花苗育成を実施しました。育成した花苗については、コア会場や学校内で活用したほか、学校周辺で花壇活動を実施している公園において活用しました。 また、緑化意識の啓発や緑化フェアの周知を図ることを目的に、高津区役所1階ホールにシンボルツリーを設置したほか、「たかつ区健康福祉まつり」、「橘ふるさと祭り」、「プラザ橘まつり」、「高津区子ども・子育てフェスタ」において、緑化フェアPRブースを出展し、葉っぱのたたき染めワークショップやお花釣りなど、みどりに触れ合うきっかけとなる取組を実施しました。 引き続き春開催に向けて、区内小・中学校及び支援学校と連携した協働の花苗育成の取組を継続するとともに、区が実施するイベントにおいて緑化フェアPRブースを出展してまいりたいと考えております。 【宮前区】 宮前区では、区内の小中学校において「協働の花づくり・花かざり」の取り組みとして、区内のボランティアの方と協力し、花を育てることを通して「感謝」、「やさしさ」などの気持ちが育まれるように、出前講座を実施してまいりました。また、学校で育てた花苗を緑化フェアのコア会場での装飾に使用したり、地域の公園で活動されている管理運営協議会、愛護会の皆様に協力していただきながら、地域の公園の花壇に植えていくことで、公園に愛着を持ってもらうとともに、フェアのテーマでもある「みどりでつなげる・みんながつながる」を醸成してまいりました。 また、身近な場所で緑に触れる機会を創出するため、区役所庁舎2階ホールに宮前区の木である桜の幹を使用したシンボルツリーを設置いたしました。憩いの場所となるように、関係部署と連携しながら活用を進めてまいります。

さらに、緑化フェアに多くの来場者が訪れるよう、区民祭などの様々なイベントでPRブースを出店し、周知・広報にも努めてまいりました。今後も春の開催に向けて、小中学校との「協働の花づくり・花かざり」の取り組みを実施していくとともに、地域で行われるイベント等の場で、春開催に向けてのPR活動を行うなど、広報活動も行っていく予定でございます。

【多摩区】

多摩区では、協働の花苗育成の取組として、区内の小中学校向け出前講座を通じて、たねダンゴ及びプラグ苗の栽培・育成支援を行い、みどりを育てることの楽しさや大切さを児童・生徒に体感していただくとともに、小中学校で育てた花苗をコア会場や区内の公園緑地等へ配布し育成していただくことで、地域の連携を深めてまいります。

また、愛護活動団体向け各種会議や公園緑地等のイベントや清掃活動等へ積極的に参加し、フェア啓発用チラシやグッズ(多摩区独自のフェア用オリジナルごみ袋等)を配布するなど、引き続き春開催に向けて広報周知を進めてまいります。

新たな取組として、川崎市緑化センター等区内のみどり関連施設や関係部署で構成される多摩区みどり関連施設連絡会の開催を通じて、みどりに係る取組を互いに情報共有・発信するとともに、連絡会として合同による駅前でのブース出展等を通じた春開催の広報周知を予定しております。

【麻生区】

令和5年度から、協働の花苗育成『協働の花づくり・花かざり』を始めており、麻生区内の全校で花苗を育ててもらい校内で植えるとともに、フェア会場やまちなかの公園等に植える取組を行い、みどりを知ってもらいみどりに関わるきっかけづくりを行っております。

なお、秋のプラグ苗育成に参加した中学校4校、小学校7校が育てたマリーゴールドの花苗は、地域の13箇所の公園等に飾られ、多くの区民の方々に楽しんでいただくことができました。今後、春開催までに、中学校5校、小学校4校が育てた花苗を12箇所の公園等に飾る予定となっております。

麻生区は、公園・緑地をはじめ緑豊かで里地・里山などの豊かな自然が多く残っており、これらの場所で様々な活動やイベントを行っている団体も多いことから、既存の取組についてイベント等を通じて広く発信を行ってまいりたいと考えております。